

資料編

1 申請手続き関係	頁
【資料1-1】都市計画法の開発許可等担当部署	1
【資料1-2】市街化調整区域の決定日	2
【資料1-3】開発許可事務の手続フロー	3
【資料1-4】開発許可申請のフロー	4
【資料1-5】開発許可等の申請に必要な図書	6
【資料1-6】開発許可等の手数料	15
【資料1-7】開発許可の申請書等の様式	17
【資料1-8】法第34条各号に関する申請に必要な図書	61
【資料1-9】法第34条第1号に関する参考資料	79
【資料1-10】法第34条第14号の手続フロー	87
2 関係条例等	
【資料2-1】岐阜県土地開発事業の調整に関する規則	88
【資料2-2】岐阜県都市計画法施行条例	96
【資料2-3】岐阜県都市計画法施行細則	97
【資料2-4】岐阜県宅地開発基準条例	102
【資料2-5】岐阜県宅地開発基準条例を廃止する条例	106

【資料 1－1】

都市計画法の開発許可等担当部署

(1) 県の機関

	所在地	電話	所管区域
岐阜・西濃建築事務所	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111	羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃建築事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111	関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃建築事務所	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111	中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨建築事務所	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111	飛騨市、下呂市、大野郡
都市建築部 建築指導課	岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-8691	

(2) 許認可権限を有する市の機関

市	担当課	所在地	電話
岐阜市	まちづくり推進部開発・盛土指導課	岐阜市司町40-1	058-265-4141
大垣市	都市計画部建築指導課	大垣市丸の内2-29	0584-81-4111
多治見市	都市計画部開発指導課	多治見市日ノ出町2-15	0572-22-1111
各務原市	都市建設部都市計画課	各務原市那加桜町1-69	058-383-1111
可児市	建設部建築指導課	可児市広見1-1	0574-62-1111
高山市	都市政策部建築住宅課	高山市花岡町2-18	0577-32-3333

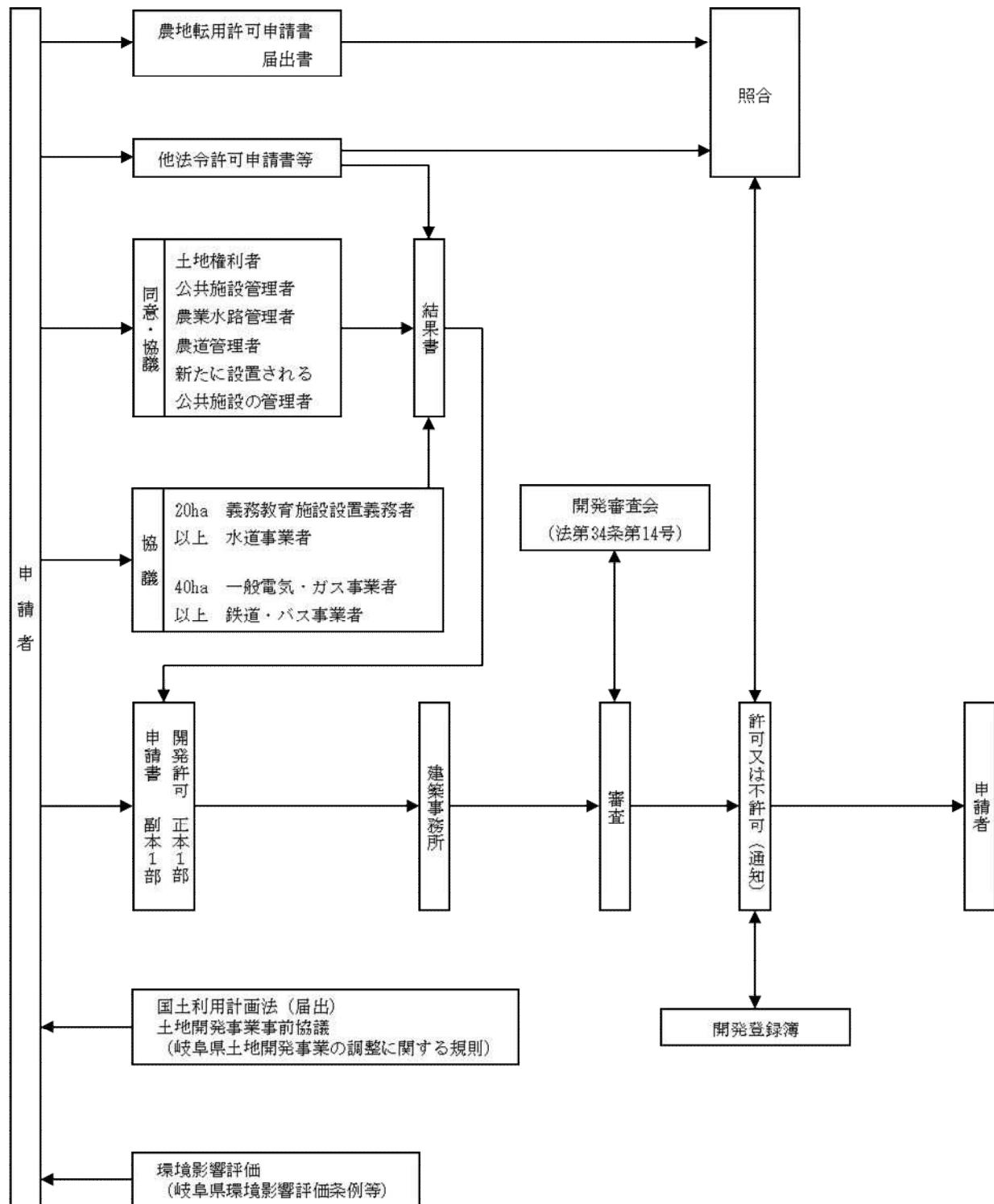
【資料 1－2】

市街化調整区域の決定日

都市計画区域名	市町名	当初線引き
岐阜	岐阜市	昭和46年 3月31日
	瑞穂市	昭和46年 3月31日
	岐南町	昭和46年 3月31日
	笠松町	昭和46年 3月31日
	北方町	昭和46年 3月31日
大垣	大垣市	昭和46年 3月31日
	垂井町	昭和46年 3月31日
	神戸町	昭和46年 3月31日
	安八町	昭和46年 3月31日
多治見	多治見市	平成 8年10月 1日
羽島	羽島市	昭和46年 3月31日
各務原	各務原市	昭和46年 3月31日

注) 当初線引き以降にも都市計画区域区分の変更により新たに市街化調整区域になった場合がありますので注意願います。

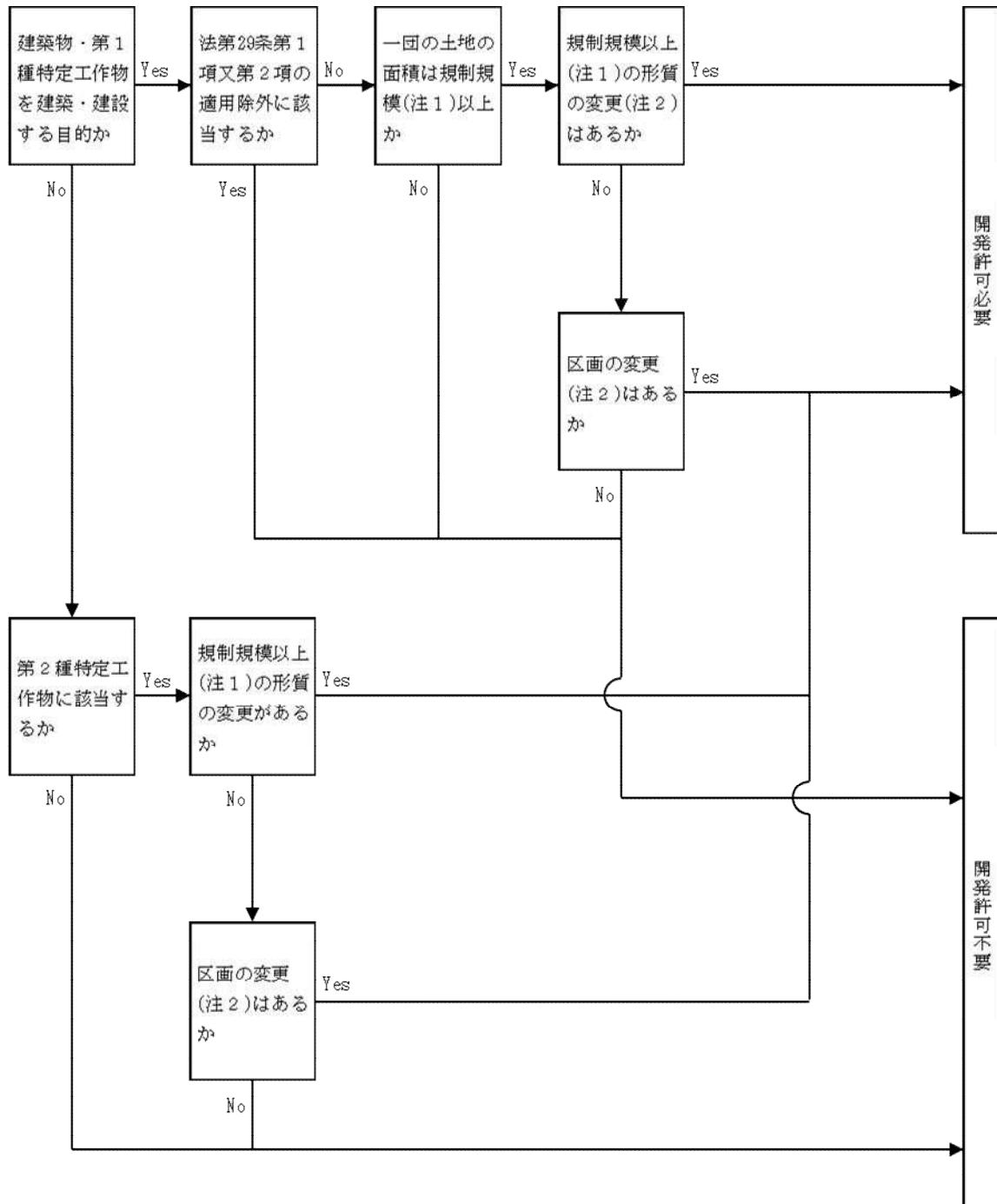
開発許可事務の手続のフロー



【資料 1－4】

開発許可申請のフロー

(1) 市街化調整区域以外

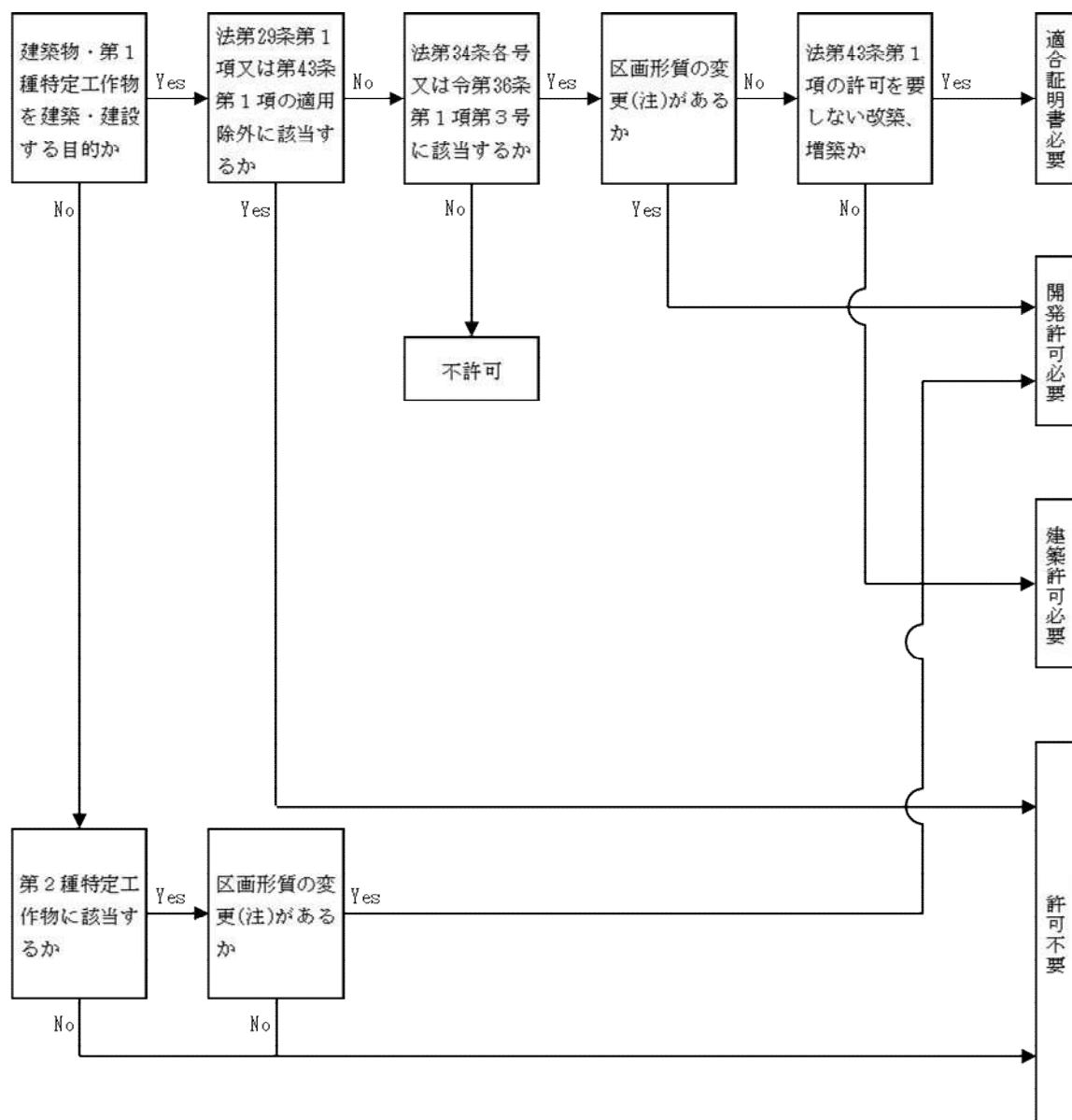


※ 開発許可不要の場合、原則として確認申請前に適合証明書の交付を受けることが必要

(注1) 規制規模	市街化区域	1,000 m ²
	非線引き都市計画区域	3,000 m ²
	準都市計画区域	3,000 m ²
	準都市計画区域及び都市計画区域外	10,000 m ²

(注2) 「区画形質の変更」の定義は、本編第1章第2節4(1)～(3)を参照

(2) 市街化調整区域



※ 開発許可不要の場合、原則として確認申請前に適合証明書の交付を受けることが必要。

(注) 「区画形質の変更」の定義は、本編第1章第2節4（1）～（3）を参照

開発許可等の申請に必要な図書

(1) 都市計画法第29条の開発行為許可、第35条の2の変更許可申請

図書の名称	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請書			変更許可申請書			根拠法令	
				正本		副本	正本		副本		
				居住用	業務用		居住用	業務用			
開発行為許可申請書		規則(別記様式第二、第二の二)		○	○	○	○	-	-	・法第30条 ・規則第16条第1項	
開発行為変更許可申請書		県細則(第7号様式)		-	-	-	-	○	○	○	・県細則第3条
設計説明書	・設計の方針 ・開発区域(開発区域を工区に分けた場合は、開発区域及び工区)内の土地の状況 ・土地利用計画 ・公共施設の整備計画(公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。)	県細則(第3号様式)		×	○	○	×	×	○	○	・法第30条第1項第3号 ・規則第16条第2項、第3項 ・県細則第2条第2項
開発区域位置図	・開発区域の位置 ・主要道路、主要交通機関の名称及びそれからの経路 ・排水先の河川への系路 ・学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	地形図であること。	○	○	○	×	×	×	×	・法第30条第2項 ・規則第17条第1項第1号 ・同条第2項
開発区域区域図	・方位 ・地形 ・開発区域の区域(境界赤枠) ・行政区域界、町又は字界、都市計画区域界 ・土地の地番及び形状	1/2,500 (1/3,000)以上		○	○	○	×	○	○	○	・法第30条第2項 ・規則第17条第1項第2号 ・同条第3項
現況図	・方位 ・開発区域の境界(赤枠) ・標高差を示す等高線 ・植生区分 ・建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ・開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、道路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状 ・令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木集団の位置 ・令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置	1/2,500 (1/3,000)以上	1 等高線は、2mの標高差を示すものであること。 2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること。	○	○	○	×	○	○	○	・法第30条第1項第3号 ・規則第16条第2項、第4項
土地の公図(字絵図)の写し	・開発区域の境界(赤枠) ・土地の地番及び形状		法務局保管の公図	○	○	○	×	○	○	○	・県細則第2条第1項第1号
実測図に基づく公共施設の新旧対照図	・方位及び開発区域の境界 ・既存、新設の公共施設の位置及び対照番号 ・色別は次のとおり (新設)(既存)(廃止) 道路 茶 赤 黄 水路 緑 青 空	1/500以上	既存公共施設がある場合に限る。	×	○	○	×	×	○	○	・県細則第2条第2項

図書の名称	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請書			変更許可申請書			根拠法令	
				正本			正本				
				居住用	業務用	以自己外用	副本	居住用	業務用	以自己外用	
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、開発区域の境界及び工区界 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへいの位置 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 消防水利の位置及び形状 遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 河川その他の公共施設の位置及び形状 予定建築物の敷地の形状及び面積 敷地に係る予定建築物の用途 公益的施設の位置、形状、名称及び面積 樹木又は樹木の集団の位置 緩衝帯の位置、形状及び幅員 のり面（がけを含む）の位置及び形状 擁壁の位置及び種類 	1/1,000以上		<input type="radio"/>	・法第30条第1項第3号 ・規則第16条第2項、第4項						
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、開発区域の境界及び工区界 切土又は盛土をする土地の部分（色別は切土＝茶色、盛土＝緑色） 擁壁の位置、種類及び高さ のり面（がけを含む）の位置及び形状 道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 遊水池（調整池）の位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 	1/1,000以上	1 小規模開発の場合は、土地利用計画図と合わせ図示してもよい。 2 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。	<input type="radio"/>	・法第30条第1項第3号 ・規則第16条第2項、第4項						
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面（色別は切土＝茶色、盛土＝緑色） 擁壁、がけの位置 計画地盤高 	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること。	<input type="radio"/>	・法第30条第1項第3号 ・規則第16条第2項、第4項						
排水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 遊水池（調整池）の位置及び形状 都市計画施設に定められた排水施設の位置、形状及び名称 道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 配水管の勾配及び管径 人孔の位置及び人孔間距離 水の流れの方向 吐口の位置 放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 のり面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状 	1/500以上		<input type="radio"/>	・法第30条第1項第3号 ・規則第16条第2項、第4項						

図書の名称	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請書			変更許可申請書			根拠法令		
				正本			正本					
				居住用	業務用	以自己外用	副本	居住用	業務用	以自己外用		
給水施設計画平面図	・開発区域の境界 ・給水施設の位置、形状、内 のり寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置	1/500以上	小規模開発の 場合は、排水施 設計画平面図 に合わせて図示 してもよい。	×	○	○	○	×	○	○	○	・法第30条第1 項第3号 ・規則第16条 第2項、第4項
がけの断面図	・がけの高さ、勾配及び土質 (土質の種類が2以上である ときは、それぞれの土質及び その地質の厚さ) ・切土又は盛土をする前の地 盤面 ・小段の位置及び幅 ・石張、芝張、モルタルの吹付 等のがけ面の保護の方法	1/50以上	1 切土をした土 地の部分に生 ずる高さ2mを 超えるがけ、盛 土をした土地 の部分に生ず る高さが1mを 超えるがけ又 は切土と盛土 を同時にした 土地の部分に 生ずる高さが 2mを超えるが けについて作 成すること。 2 摊壁でおお われるがけ面 については、土 質に関する事 項は、示すこ とを要しない。	○	○	○	○	○	○	○	・法第30条第1 項第3号 ・規則第16条 第2項、第4項	
擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤 面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び 寸法	1/50以上	原則として、構 造計算書を添 付する。(高さが 1mを超える擁 壁。ただし、練 積造は除く。)	○	○	○	○	○	○	○	・法第30条第1 項第3号 ・規則第16条 第2項、第4項	
公共施設の管理者の同意書	(法第32条に規定する同意 を得たことを証する書面)			○	○	○	○ (写)	○	○	○	○ (写)	・法第30条第 2項
公共施設の管理者等との協議書	(法第32条に規定する協議 の経過を示す書面)			×	○	○	○ (写)	×	○	○	○ (写)	・法第30条第 2項
開発行為施行に 関する同意状況 調査書		県細則(第4号 様式)		○	○	○	×	○	○	○	×	・県細則第2条 第3項
開発行為施行同 意書	(法第33条第1項第14号に 規定する施行の妨げとなる権 利を有する者の同意を得たこ とを証する書面)		原則として使用 印は実印とし、 印鑑証明書を 添付すること。	○	○	○	×	○	○	○	×	・法第30条第 2項 ・規則第17条 第1項第3号
開発区域内の土 地の登記簿謄本				○	○	○	×	○	○	○	×	・県細則第2条 第1項第1号
資金計画書	収支計画、年度別資金計画 添付資料－融資証明書、預 金残高証明書等の裏付け資 料	規則(別記様式 第三)	自己用外、自己 業務用で開発 区域の面積が1 ha以上及び盛 土規制法のみ なし許可対象の 場合に添付する こと。	×	○	○	×	×	×	×	×	・法第30条第1 項第5号 ・規則第15条 第4号 ・同第16条第5 項
申請者の資力及 び信用に関する 申告書	添付書類 ・法人の登記簿謄本(個人の 場合は住民票抄本) ・直前3年の法人税(個人の 場合は所得税)の納税証明 書(その1) ・暴力団等に該当しない旨の 誓約書 ・宅地建物取引業の免許書の 写し(分譲の場合)	県細則(第1号 様式)	自己用外、自己 業務用で開発 区域の面積が1 ha以上及び盛 土規制法のみ なし許可対象の 場合に添付する こと。	×	○	○	×	×	×	×	×	・県細則第2条 第1項第2号 ・同条同項第4 号

図書の名称	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請書			変更許可申請書			根拠法令	
				正本			正本				
				居住用	業務用	以自己外用	副本	居住用	業務用	以自己外用	
工事施行者の能力に関する申告書	添付書類 ・法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票抄本) ・建設業の許可証明書	県細則(第2号様式)	1 工事施行者とは、開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者をいう。 2 自己用外、自己業務用で開発区域の面積が1ha以上及び盛土規制法のみなし許可対象の場合に添付すること。	×	○	○	×	×	○	○	×
工事設計者の資格に関する調査書	添付書類 ・卒業証明書 ・経歴証明書	県細則(第5号様式)	開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。	○	○	○	×	○	○	○	×
開発登録簿	敷地全体図(既存部分がある場合)	県細則(第19号様式)	綴じ込まないと。	○	○	○	×	○	○	○	×
その他知事が必 要と認める図書	従前の許可書の写し			-	-	-	-	○	○	○	×
	道路縦断図	・測点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線	1/500以上		×	○	○	○	×	○	○
	道路横断図	・舗装の構成及び詳細 ・雨水樹及び取付管の形状 ・道路側溝の位置、形状及び寸法 ・埋設管の位置 ・道路幅員 ・横断勾配	1/50以上		×	○	○	○	×	○	○
	排水施設縦断図	・マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	1/500以上	20ha以上は、別に終末処理施設の図書を添付すること。	○	○	○	○	○	○	○
	排水施設構造図	・構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口、泥溜)	1/50以上		○	○	○	○	○	○	○
	防災工事計画平面図	・方位、等高線、計画道路の位置、段切位置 ・ヘドロ除去の位置及び深さ ・防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ・土砂流出防止(流土止め)計画 ・工事中の雨水排水経路 ・防災措置の時期及び期間	1/1,000以上		○	○	○	○	○	○	○
	防災施設構造図		1/100以上		○	○	○	○	○	○	○
	流量計算書			原則として、0.1ha以上の場合に添付すること。	○	○	○	×	○	○	○
	防火水槽構造図		1/50以上		○	○	○	○	○	○	○
	みなし許可の判定チェックリスト				○	○	○	○	○	○	○

図書の名称	明示すべき事項	縮尺（様式）	備考	新規許可申請書			変更許可申請書			根拠法令	
				正本			正本				
				居住用	業務用	以自己外用	副本	居住用	業務用	以自己外用	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書			盛土規制法のみなし許可対象の場合に添付すること。	○	○	○	○	○	○	○	・同上
委任状			申請の委任をした場合に限る。	○	○	○	×	○	○	○	・同上
その他知事が必要と認める図書	開発行為施行同意書	(例)排水管を隣地に埋設する場合、造成後さらに隣地に及ぼす影響があると認められるときの隣地土地所有者の同意		○	○	○	×	○	○	○	・同上
	念書	(例)開発区域内の排水施設が開発区域外の排水施設に有効に接続できず、やむを得ず浸透式溜枡で処理するとき		○	○	○	×	○	○	○	・同上
	その他	・法第34条各号に該当することを証する書類(市街化調整区域内の開発に限る) ・開発区域の実測図(開発区域、盛土又は切土をする区域及び30cm超の盛土又は切土をする区域の面積を明示) ・設計者の資格を証する書類 ・その他		○	○	○	×	○	○	○	・同上

注意 1 公共施設に関する同意書、協議書等該当するものが無い場合は、添付する必要はありません。
 2 設計図には、作成者の氏名が記名押印又は署名を記載すること。(規則第16条第6項)

(2) 都市計画法第36条の工事完了届

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
工事完了届出書	開発行為に関する工事を完了したとき	規則(別記様式第四)		○	×	・法第36条第1項 ・規則第29条
公共施設工事完了届出書	開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したとき	規則(別記様式第五)		○	×	・同上 ・同上
造成確定平面図 確定測量図	・本編第2章第9節1(2)によること。			○	×	
土地利用計画図	兼用可	1/1,000以上		○	×	
公共施設表示図	確定測量図上に表示可			○	×	
完成写真	・開発区域の全景(開発区域界朱書)及び構造物の位置、形状等がわかるもの ・開発面積が5ha以上の中には、原則として、航空写真とすること。			○	×	
工事写真	・本編第2章第9節1(1)によること。			○	×	
高さ2mを超える擁壁がある場合は、建築基準法による工事完了届の写し				○	×	
その他知事が必要と認める書類	開発許可書、変更許可書の写し等			○	×	

(3) 都市計画法第37条の建築制限解除承認申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
承認申請書	・建築物又は特定工作物を開発工事中に建築又は建設しなければならない理由を具体的に詳しく記載すること。(理由書として別紙可)	県規則(第11号様式)		○	○	・県細則第6条
附近見取図		1/10,000以上		○	×	・県細則第6条第1号
現況平面図	・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上		○	×	・県細則第6条第2号
建築物の平面図	・建築物の用途を明示すること。	1/200以上		○	○	・県細則第6条第3号
特定工作物の平面図	・特定工作物の用途を明示すること。	1/1,000以上		○	○	・同上
要その他認める事項が書かれ	建築物又は特定工作物を開発工事中に建築又は建設しなければならない理由の説明図	(例示)工事中現況平面図、断面詳細図	1/50以上		○	・県細則第6条第4号
許可書の写し	・開発許可書、変更許可書の写し等			○	×	・同上
現況写真	・現況図の内容を把握できるもの			○	×	・同上

(4) 都市計画法第38条の開発行為に関する工事の廃止届

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
開発行為に関する工事の廃止の届出書		規則(別記様式第八)		○	○	・法第38条 ・規則第32条
廃止の理由書				○	×	・県細則第7条第1項第1号
現況図	・廃止の時の土地の地形等を明示した平面図、横断図、縦断図	1/3,000以上		○	×	・県細則第7条第1項第2号
工事関係施設等の構造図				○	×	・県細則第7条第1項第3号
廃止に伴う防災工事等の設計説明書及び設計図			工事の途中において廃止する場合	○	○	・県細則第7条第1項第4号
当該土地の所在する市町村長の意見書				○	×	・県細則第7条第2項
現況写真	・現況図の内容を把握できるもの			○	×	・県細則第7条第1項第2号
要その他認める事項が書かれ	許可書の写し	・開発許可書、変更許可書の写し等		○	×	

(5) 都市計画法第41条の建築物の建蔽率等についての特例許可申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
特例許可申請書		県細則(第12号様式)		○	○	・県細則第8条
附近見取図		1/10,000以上		○	×	・同上
現況平面図	・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上		○	×	・同上
建築物の平面図	・建築物の用途を明示すること。	1/200以上		○	○	・同上
要その他 の認 め る 事 が 必 要	許可書の写し ・開発許可書、変更許可書の写し等			○	○	・同上
その他の図書	(例示)建築物立面図	(1/200以上)		○	○	・同上

(6) 都市計画法第42条の開発許可を受けた土地における建築等の許可申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
許可申請書		県細則(第13号様式)		○	○	・県細則第9条
附近見取図		1/10,000以上		○	×	・同上
現況平面図	・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上		○	×	・同上
建築物の平面図	・建築物の用途を明示すること。	1/200以上		○	○	・同上
特定工作物の平面図	・特定工作物の用途を明示すること。	1/1,000以上		○	○	・同上
その他の認 め る 事 が 必 要	理由書			○	×	・同上
許可書の写し	開発許可書、変更許可書の写し等			○	×	・同上
その他の図書	(例示)建築物立面図	(1/200以上)		○	×	・同上

(7) 都市計画法第43条の建築物の新築・改築・用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
許可申請書		規則(別記様式第九)		○	○	・規則第34条第1項
附近見取図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設	1/10,000以上		○	×	・規則第34条第2項
敷地現況図	(1)建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合 敷地の境界、建築物の位置又は第一種特定工作物の位置、がけ及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (2)建築物の用途の変更の場合 敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/2,500以上		○	×	・同上
建築物及び工作物の平面図		1/200以上		○	○	・県細則第10条第1号
擁壁及び排水施設の構造図	新築及び改築並びに新設の場合に限る。			○	×	・県細則第10条第2号
土地の公図の写し				○	×	・県細則第10条第3号
土地登記簿謄本(原本)				○	×	・同上
その他 の 認 め る 事 が 必 要	法第34条第1号から第10号までに規定する建築物又は第一種特定工作物に該当することを証する書類	令第36条第1項第3号イに該当する場合		○	×	・同上
と 認 め る 図 書	法第34条第13号に規定する土地において同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定工作物に該当することを証する書類	令第36条第1項第3号ニに該当する場合		○	×	・同上
敷地の実測図				○	×	・同上
その他の図書				○	×	・同上

(8) 都市計画法第44条の許可に基づく地位承継届

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
地位承継届出書	承継の理由は別紙の理由書でも可	県細則(第17号様式)		○	○	・県細則第11条
承継を証する書類	戸籍謄本、法人の場合は登記簿謄本			○	×	・同上
理由書				○	×	

(9) 都市計画法第45条の許可に基づく権利譲渡の地位承継承認申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
地位承継承認申請書		県細則(第18号様式)		○	○	・県細則第12条
開発行為に関する権原を取得したことを証する書類	土地の売買契約書、土地の登記簿謄本等			○	×	・同上
規則第16条第5項に規定する資金計画書	承継を承認するか否かの判断の基準は、主として、申請者が適法に当該開発			○	×	
法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用に関する書類	区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を実行する権原を取得しているかどうか、当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用があるかどうかによる。			○	×	
法第33条第1項第14号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類				○	×	
法第32条に規定する公共施設管理者の同意を得たことを証する書面及び協議の経過を示す書面				○	×	
理由書				○	×	

(10) 都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書交付申請

該当条文 図書名	正本														副本	説明	
	法第29条				法第37条		法第41条	法第42条		法第43条			法第53条				
	第1項 許可済	開発行為が ないものか 第1号	9第2 10 11 号	第4 5 6 7 号 (承認済)	第1号 第2号	許可済 (第2項)	許可済 (第1項)	第2項 (許可済)	第1項 (確認済)	第6号	第12 4 5 号 (第3号)	第1項 (許可済)	第1項 (ただし書)				
交付申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・県細則第16条の2 (第22号様式)	
事業計画書	事業計画説明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	事業の目的、利用及び 管理形態、適用除外に なる理由(具体的に記 載) ・同条第1号
	土地利用計画図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	縮尺1/1,000以上と し、方位、開発区域、建 築敷地の境界、工区 界、予定建築物等の敷 地の形状及び配置 ・同条第1号
	建築物等の平面		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	用途別面積表、建築面 積、延べ面積、建蔽 率、容積率 ・同条第1号
現況図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	縮尺1/2,500以上と し、方位、地形(等高線 は2mの標高差を示す もの)、開発区域、建築 敷地の境界(朱書) ・同条第2号
土地登記簿謄本 (原本)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・同条第2号
その他 知 事 が 必 要 と 認 め る 図 書	附近見取図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	縮尺1/10,000以上と し、方位、開発区域(建 築敷地)とその位置、 主要道路、主要交通機 関からの経路、名称、 その他目標となる地物 ・同条第3号
	区域図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	縮尺1/2,500以上と し、方位、地形、開発区 域、建築敷地の境界 (朱書) ・同条第3号
	実測図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	縮尺1/500以上とし、 方位、開発区域、面積 等を集計した表 ・同条第3号
造成計画断面図 と 記 し の 写 し 図 書	造成計画断面図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	縮尺1/1,000以上と し、切土(茶色)又は盛 土(緑色)をする前後の 地盤面、擁壁、がけの 位置 ・同条第3号
	土地の公図の写 し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・同条第3号
	農林漁業従事者 である旨の證明 書				○											×	2号の場合 ・同条第3号
	農地転用許可書 の写し				○	○									○	×	・同条第3号
	現況写真		○	○	○		○			○	○	○	○			×	・同条第3号
その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	資金計画、管理法令、 設置者の資格(免許証 の写し等)、罹災證明 書、協議書の写し、許 可書、変更許可書の写 し等 ・同条第3号

注意 副本欄が「○」の書類について、副本への添付が必要になるのは、正本への添付が必要な場合のみです。

【資料 1－6】

開発許可等の手数料

(1) 手数料

○岐阜県土木関係手数料徴収条例

(2) 都市計画法関係手数料に関する留意事項

① 開発行為の目的が、自己の居住用、自己の業務用又は非自己用のうち、2以上の目的を有する場合には、主たる開発目的で判断する。

② 変更許可申請（法第35条の2第1項）のうち、「その他」に該当するものは以下のとおり。

- ・公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事務の変更
- ・予定建築物等の用途の変更
- ・工区の変更
- ・自己業務用開発（1ヘクタール以上に限る。）又は非自己用開発での資金計画の変更*
- ・自己業務用開発（1ヘクタール以上に限る。）又は非自己用開発での工事施行者の変更*

*盛土規制法のみなし許可対象外のものに限る

(3) 岐阜県収入証紙納付書兼岐阜県手数料納付確認書（都市計画法関係） 次頁

岐阜県収入証紙納付書兼岐阜県手数料納付確認書（都市計画法関係）

納付方法		<input type="checkbox"/> 収入証紙	<input type="checkbox"/> POSレジ端末 【現金】	<input type="checkbox"/> POSレジ端末 【キャッシュレス】	
納付者	住所			開発 面積 敷地	m ²
	氏名				
開発 建築	行為地			納付金額	円
条文		内容	面積	金額	収入証紙ちよう付欄
都市計画法 第29条第1項 第29条第2項		自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]	
			0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 (30,000) [130,000]	
			0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 (65,000) [190,000]	
			0.6ha以上 1ha未満	86,000 (120,000) [260,000]	
			1ha以上 3ha未満	130,000 (200,000) [390,000]	
			3ha以上 6ha未満	170,000 (270,000) [510,000]	
			6ha以上 10ha未満	220,000 (340,000) [660,000]	
			10ha以上	300,000 (480,000) [870,000]	
第35条の2第1項		設計変更		上記の1/10	
		区域編入		編入区域の面積 に応じ上記の額	
		その他		10,000	
第41条第2項				46,000	
第42条第1項				26,000	
第43条第1項			0.1ha未満	6,900	
			0.1ha以上0.3ha未満	18,000	
			0.3ha以上0.6ha未満	39,000	
			0.6ha以上 1ha未満	69,000	
			1ha以上	97,000	
第45条		自己居住用		1,700	
		自己業務用	1ha未満	1,700	
			1ha以上	2,700	
		非自己用		17,000	
許可等の証明		上記の許可等を 受けた旨の証明	1通につき	350	
第47条第5項		開発登録簿の写	1通につき	470	
都市計画法施行規則第60条		適合証明書 交付申請	1通につき	350	
受付年月日*		年月日	番号*	第号	

備考 1 収入証紙は、納付者において消印しないで下さい。

2 「収入証紙ちよう付欄」に貼れない場合には、裏面に貼り付け、又は納付者の住所及び氏名を記入した別紙を追加して貼り付けて下さい。

3 第35条の2においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。

4 ※欄は、記入しないで下さい。

【資料1－7】

開発許可の申請書等の様式

1 都市計画法施行規則関係

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 開発行為許可申請書 | 別記様式第2 (第16条関係) |
| (2) 開発行為許可申請書 | 別記様式第2の2 (第16条関係) |
| (3) 資金計画書 | 別記様式第3 (第16条関係) |
| (4) 工事完了届出書 | 別記様式第4 (第29条関係) |
| (5) 公共施設工事完了届出書 | 別記様式第5 (第29条関係) |
| (6) 開発行為に関する工事の検査済証 | 別記様式第6 (第30条関係) |
| (7) 公共施設に関する工事の検査済証 | 別記様式第7 (第30条関係) |
| (8) 開発行為に関する工事の廃止の届出書 | 別記様式第8 (第32条関係) |
| (9) 建築物等の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書 | 別記様式第9 (第34条関係) |

2 岐阜県都市計画法施行細則関係

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書 | 第1号様式 (第2条関係) |
| (2) 工事実行者の能力に関する申告書 | 第2号様式 (第2条関係) |
| (3) 設計説明書 | 第3号様式 (第2条関係) |
| (4) 開発行為施行に関する同意状況調査書 | 第4号様式 (第2条関係) |
| (5) 工事設計者の資格に関する調査書 | 第5号様式 (第2条関係) |
| (6) 開発行為協議申請書 | 第6号様式 (第2条の2関係) |
| (7) 開発行為変更許可申請書 | 第7号様式 (第3条関係) |
| (8) 開発行為変更協議申請書 | 第8号様式 (第3条関係) |
| (9) 開発行為変更届出書 | 第9号様式 (第3条の2関係) |
| (10) 都市計画法第34条第13号による届出書 | 第10号様式 (第4条関係) |
| (11) 都市計画法第37条第1号の規定による建築又は建設の承認申請書 | 第11号様式 (第6条関係) |
| (12) 建築物の建蔽率等についての特例許可申請書 | 第12号様式 (第8条関係) |
| (13) 建築物の新築、改築又は用途変更、工作物の新設許可申請書 | 第13号様式 (第9条関係) |
| (14) 建築物の新築、改築又は用途変更、工作物の新設協議申請書 | 第14号様式 (第9条関係) |
| (15) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申請書 | 第15号様式 (第10条関係) |
| (16) 都市計画法による開発許可等の標識 | 第16号様式 (第10条の2関係) |
| (17) 許可に基づく地位承継届出書 | 第17号様式 (第11条関係) |
| (18) 地位承継承認申請書 | 第18号様式 (第12条関係) |
| (19) 開発登録簿 | 第19号様式 (第13条関係) |
| (20) 開発登録簿写し交付申請書 | 第20号様式 (第13条関係) |
| (21) 身分証明書 | 第21号様式 (第16条関係) |
| (22) 適合証明書交付申請書 | 第22号様式 (第16条の2関係) |

3 その他

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| (1) 工事着手届出書 | 参考様式1 |
| (2) 修補改造完了届 | 参考様式2 |
| (3) 暴力団等に該当しない旨の誓約書 | 参考様式3 |
| (4) みなし許可の判定チェックリスト (宅地造成等工事規制区域用) | 参考様式4 |
| (5) みなし許可の判定チェックリスト (特定盛土等規制区域用) | 参考様式5 |
| (6) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書 | 参考様式6 |
| (7) 公共施設管理者の同意書 | (法第32条第1項の同意) |
| (8) 管理予定者との協議経過書 | (法第32条第2項の協議) |

別記様式第二（第十六条関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。

年 月 日

建築事務所長様

許可申請者住所

氏名

(電話)

開 発 行 為 の 概 要	1 開発許可に含まれる地域の名称	(仮換地)	
	2 開発区域の面積	(公簿) (実測)	平方メートル
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者住所氏名		
	5 工事着手予定年月日	年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	年 月 日	
	7 自己の居住の用に供するもの、 その他のものの別	自己の居住の用、自己の業務の用、その他	
	8 法第34条の該当号及び該当する 理由		
	9 用途地域等の区分		
	10 その他必要な事項		
※ 受付番号	年 月 日	第 号	
※ 許可に付した条件			
※ 許可番号	年 月 日	第 号	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること

別記様式第二（第十六条関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。

年 月 日

建築事務所長様

許可申請者住所

氏名

(電話)

開 発 行 為 の 概 要	1 開発許可に含まれる地域の名称	(仮換地)
	2 開発区域の面積	(公簿) (実測) 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 その他のもの別	自己の居住の用、自己の業務の用、その他
	8 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日	第 号

- 備考
- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
 - 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 - 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 5 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること

別記様式第三（第十六条関係）

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位：千円)

科 目			金 額
収 入			
処 分 収 入			
宅 地 処 分 収 入			
○ ○ ○			
補 助 負 担 金			
○ ○ ○			
○ ○ ○			
計			
支 出			
用 地 費			
工 事 費			
整 地 工 事 費			
道 路 工 事 費			
排 水 施 設 工 事 費			
給 水 施 設 工 事 費			
○ ○ ○			
附 帯 工 事 費			
事 務 費			
借 入 金 利 息			
○ ○ ○			
計			

2 年度別資金計画

(単位：千円)

年 度		年度	年度	年度	計
科 目					
支 出	事 業 費				
	用 地 費				
	工 事 費				
	附 帯 工 事 費				
	事 務 費				
	借 入 金 利 息				
	○ ○ ○				
	借 入 償 還 金				
	○ ○ ○				
計					
収 入	自 己 資 金				
	借 入 金				
	○ ○ ○				
	処 分 収 入				
	宅 地 処 分 収 入				
	○ ○ ○				
	補 助 負 担 金				
	○ ○ ○				
	○ ○ ○				
計					
借 入 金 の 借 入 先					

別記様式第四（第二十九条関係）

工事完了届出書

年 月 日

建築事務所長様

届出者 住所

氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月
日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域

又は工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 検査年月日	年 月 日	
※ 検査結果	合	否
※ 検査済証番号	年 月 日	第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日	

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと
3 確定測量図及び現場写真を添付すること。

別記様式第四（第二十九条関係）

公共施設工事完了届出書

年 月 日

建築事務所長 様

届出者 住所

氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年 月
日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 検査年月日	年 月 日	
※ 検査結果	合 否	
※ 検査済証番号	年 月 日	第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日	

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。
3 確定測量図及び現場写真を添付すること。

別記様式第六（第三十条関係）

開発行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

建築事務所長

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 開発許可番号 (変更許可番号)	年 月 日 第 号 ()
2 開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	
3 許可を受けた者の 住所及び氏名	
4 予定建築物等の用途	

別記様式第七（第三十条関係）

公共施設に関する工事の検査済証

第 年 月 号
号 日

建築事務所長

下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 開発許可番号 (変更許可番号)	年 月 日 () 第 号
2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
3 工事を完了した 公共施設	
4 許可を受けた者の 住所及び氏名	

別記様式第八（第三十二条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

建築事務所長 様

届出者 住所

氏名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日
第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を 廃止した年月日	年 月 日
2 開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の名称	
3 開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の面積	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名
を記載すること。
2 現場写真を添付すること。

別記様式第九（第三十四条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">建築物</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">第一種特定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">工作物</div> </div> の <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">新築</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">改築</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">用途の変更</div> </div> の <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">新設</div> </div>			
許可を申請します。			
年　月　日			
建築事務所長様			
許可申請者住所			
氏名			
(電話)			
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	(仮換地)	
		地目	地積 m ²
2	建築しようとする建築物、用途変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
4	建築しようとする建築物、用途変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5	その他必要な事項		
※	受付番号	年　月　日	第　　号
※	許可に付した条件		
※	許可番号	年　月　日	第　　号

- 備考
- 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - ※印のある欄は記載しないこと。
 - 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること

第1号様式（第2条関係）

申請者の資力及び信用に関する申告書					
建築事務所長様					
<p>都市計画法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用について、次のとおり申告します。</p>					
年　　月　　日					
申請者住所氏名					
(名称及び代表者名)					
法令による登録					設立年月日
資産	資本金			払込資本金	
	主たる取引銀行				
	法人税又は所得税の納税額	年度	年度	年度	
主たる役員経歴	職名	氏　　名	年齢	在社年数	資格・免許その他公職等
従業員数	事務職　　人		技術職　　人		計　　人
宅事地造業成等の歴	工事の名称	工事施行者	工事場所	面　　積	施工年度
その他	この事業に対する保証人など資力及び信用に関する特記事項				

注　法人の場合は、その法人の登記事項証明書を添付すること。

第2号様式 (第2条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

建築事務所長様

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の工事施行能力について、
次のとおり調査書を提出します。

年 月 日

申請者住所氏名

(名称及び代表者名)

法登 令 に よ る 録			設立年月日				
			資本金				
			主たる取引銀行				
建設業法第26条による 主任技術者		氏名					
従業員数		事務職	人	技術職	人	労務職	人
申請 する 事業 に の 直 接 関 係	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資格 免許	学歴	その 他
宅 の 地 事 業 成 等	工事の名称	工事施行者	工事場所	面積	施工年度		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所氏名

工事施行者

(名称及び代表者名)

(電話)

注 法人の場合は、その法人の登記事項証明書を添付すること。

第3号様式（第2条関係）

(表)

設 計 説 明 書

工 事 名						施行地面積			m ²		
設 計 の 方 針	1 事業の目的										
	2 土質の状況とその整理の方針										
	3 設計上特に留意した事項										
土 地 の 現 況	区 分	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	小 計	公 共 用 地	計			
	面 積								m ²		
	割 合								%		
土 利 用 地 計 画	区 分	宅 地	公共施設用地	そ の 他 用 地			計				
	面 積								m ²		
	割 合								%		

(裏)

公共施設の整備計画	区分	幅員	延長	面積	割合	管理者となるべき者	土地の帰属	備考
	道							(新旧対照図番号)
	施							
	設							
施設	区分	規模	割合	管理者となるべき者	土地の帰属	備考		
	公園緑地施設	ヶ所 m ²						
	給水施設	m m ²						
	排水施設	m m ²						
	汚水処理施設	m ²						
	その他の施設							

第4号様式 (第2条関係)

開発行為施行に関する同意状況調査書

建築事務所長 様

年 月 日 付けで、申請した都市計画法 第29条第 項の許可申請
第34条の2第1項の協議申請

に当たり、当該開発区域内の土地について、次のとおりそれぞれ同意を得ております。

年 月 日

申請者住所氏名

(名称及び代表者名)

権利の内容		総数		同意を得た数		同意を得られない数	
		人員	面積	人員	面積	人員	面積
土地	所有権						
	永小作権						
	地上権						
	賃借権						
	質権						
	抵当権						
	先取特権						
	その他の ()						
小計							
工作物	所有権						
	賃借権						
	質権						
	抵当権						
	先取特権						
	その他の ()						

この調査書には、当該土地の全部について記入のこと。同意を得た者については、契約書又は同意書の写しを添付すること。また、公共用地の予定地については、特に公共用地として使用に同意する旨を明らかにすること。

第5号様式 (第2条関係)

工事設計者の資格に関する調査書

建築事務所長様

都市計画法第31条に規定する設計者の資格について、次のとおり都市計画法施行規則第19条第 号 に該当する有資格者であります。

年 月 日

申請者住所氏名

(名称及び代表者名)

ふりがな 氏名	年 月 日生			
現住所				
最終学歴	大学 学校	科 卒業 年 月		
資格免許				
実務経歴	勤務先の名称	職務の内容	期間	年数
設計経歴	事業名	工事施工者名 場所	面積	期間
			m ²	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所
設計者
氏名

第6号様式 (第2条の2関係)

開発行為協議申請書			
建築事務所長様			
都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申請します。			
年　　月　　日			
申請者住所氏名 (名称及び代表者名)			
(電話　　)			
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	(仮換地)	
	2 開発区域の面積	公簿 実測	平方メートル
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者住所氏名		
	5 工事着手予定年月日	年　　月　　日	
	6 工事完了予定年月日	年　　月　　日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己の居住の用、自己の業務の用、その他	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由		
	9 用途地域等の区分		
	10 その他必要な事項		
※ 受付番号	年　　月　　日	第　　号	
※ 協議成立に付した条件			
※ 協議成立番号	年　　月　　日	第　　号	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第7号様式 (第3条関係)

開発行為変更許可申請書

建築事務所長様

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名

(名称及び代表者名)

(電話)

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	前	(仮換地)
		後	(仮換地)
	2 開 発 区 域 の 面 積	前	公簿 平方メートル 実測 平方メートル
		後	公簿 平方メートル 実測 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	前	
		後	
	4 工事施行者住所氏名	前	(電話)
	後	(電話)	
5 自己の居住の用に供 するもの、自己の業務 の用に供するもの、そ の他のものの別	前		
	後		
6 法第34条の該当号及び 該 当 す る 理 由	前		
	後		
7 そ の 他 必 要 な 事 項			
開 発 許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日 (変 更)		年 月 日 第 号 ()	
変 更 の 理 由			
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件			
※ 変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第8号様式 (第3条関係)

開発行為変更協議申請書			
建築事務所長様			
<p>都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議を申請します。</p>			
年 月 日			
申請者住所氏名			
(名称及び代表者名)			
(電話)			
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	前	(仮換地)
		後	(仮換地)
	2 開発区域の面積	前	公簿 平方メートル 実測 平方メートル
		後	公簿 平方メートル 実測 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	前	
		後	
	4 工事施行者住所氏名	前	(電話)
		後	(電話)
5 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	前		
	後		
6 法第34条の該当号及び該当する理由	前		
	後		
7 その他必要な事項			
開発協議成立の 年 月 日 及び 番 号 (変更協議)	年 月 日 第 号 ()		
変更の理由			
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 変更の協議成立に付した条件			
※ 変更の協議成立番号	年 月 日 第 号		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第9号様式 (第3条関係)

開発行為変更届出書			
建築事務所長様			
<p>都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。</p>			
年　　月　　日			
届出者住所氏名			
(名称及び代表者名)			
(電話)			
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	(仮換地)	
	2 開 発 区 域 の 面 積	公 簿 実 測	平方メートル
	3 予定建築物等の用途		
	4 その他必要な事項		
変 更 に 係 る 事 項			
変 更 の 理 由			
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号 (変 更)	年 月 日	第 号 ()	
※ 受 付 番 号	年 月 日	第 号	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第10号様式（第4条関係）

(表)

都市計画法第34条第13号による届出書

建築事務所長様

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者住所氏名

(名称及び代表者名)

(電話)

届出者の職業 (業務内容)				
届出をする土地	所在地（地番）			
	地目 農地転用許可年月日番号	面積	m ²	
権利を有していた目的				
権利の種類内容		1 所有権 2 所有権以外の権利()		
権利の取得年月日		年 月 日		
工事着手予定年月日		年 月 日		
備考				
※受付番号		年 月 日	第	号

注 ※印欄は、記入しないでください。

連絡先

(裏)

附 近 見 取 図

第11号様式（第6条関係）

都市計画法第37条第1号の規定による建築又は建設の承認申請書

建築事務所長様

都市計画法 第29条第 項の規定による許可を受けて
第34条の2第1項の規定による協議成立により 工事中の次の土地に
おいて、建築物を建築又は工作物を建設したいので都市計画法第37条第1号の承認申請
をします。

年　月　日

申請者住所氏名

(名称及び代表者名)

(電話)

開発許可番号及び 許可年月日	年　月　日	第　号
被開発許可（協議）者	住所 氏名	
建築物又は工作物を開発 工事中に建築又は建設し なければならない理由		
建築物又は工作物の内容		
建築又は工作物の施行者	住所 氏名 (名称及び代表者名)	
建築又は工作物の 施工期間	承認の日から	年　月　日まで
その他参考事項		

上記建築物又は工作物は、開発工事施行上支障ありません。

年　月　日

被開発許可（協議）者住所氏名

(名称及び代表者名)

※受付番号	年　月　日	第　号
※承認に付した条件		
※承認番号	年　月　日	第　号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第12号様式 (第8条関係)

建築物の建蔽率等についての特例許可申請書			
建築事務所長様			
<p>都市計画法第41条第1項の規定により、建築物の建蔽率等について制限が定められている次の土地について、次の建築物を建築したいので同条第2項ただし書の規定による許可を申請します。</p>			
年 月 日			
申請者住所氏名			
(名称及び代表者名)			
(電話)			
申請地 ()	所在地 地番	地目 面積	m ²
建築物の規模、用途、構造			
許可を受けようとする事項			
制限解除を必要とする理由			
開発許可番号年月日		年 月 日 第 号	
※ 受付番号		年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件			
※ 許可番号		年 月 日 第 号	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第13号様式（第9条関係）

建築物の新築、改築又は用途変更、工作物の新設許可申請書

建築事務所長様

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により建築物の新築（改築・用途の変更）、工作物の新設の許可を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名

（名称及び代表者名）

（電話 ）

1 建築物を建築し、若しくは工作物を建設しようとする土地又は用途変更をしようとする建築物の存する土地の所在地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物若しくは建設しようとする工作物の用途又は用途変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築若しくは建設しようとする土地又は用途の変更後の建築物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は同法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 開発許可の年月日及び許可番号（変更）	年 月 日 第 号 ()
6 他の法令の許認可その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件	
※ 許可番号	年 月 日 第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第14号様式（第9条関係）

<p style="text-align: center;">建築物の新築、改築又は用途変更、工作物の新設協議申請書</p> <p style="text-align: center;">建築事務所長様</p> <p>都市計画法第42条第2項の規定により建築物の新築（改築・用途の変更）、工作物の新設の協議を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年　　月　　日</p> <p style="text-align: center;">申請者住所氏名 (名称及び代表者名) (電話　　)</p>	
1 建築物を建築し、若しくは工作物を建設しようとする土地又は用途変更をしようとする建築物の存する土地の所在地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物若しくは建設しようとする工作物の用途又は用途変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築若しくは建設しようとする土地又は用途の変更後の建築物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は同法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 開発協議の年月日及び許可番号 (変更)	年　　月　　日　　第　　号 (　　)
6 他の法令の許認可その他必要な事項	
※ 受付番号	年　　月　　日　　第　　号
※ 協議成立に付した条件	
※ 協議成立番号	年　　月　　日　　第　　号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第15号様式（第10条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定

工作物の新設協議申請書

建築事務所長様

都市計画法第43条第3項の規定により、建築物の新築（改築・用途の変更）、第一種特定工作物の新設の協議を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名

（名称及び代表者名）

（電話 ）

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は同法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 協議成立に付した条件	
※ 協議成立番号	年 月 日 第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第16号様式（第10条の2関係）

都市計画法による開発許可等の標識			
許可番号 許可年月日	第号 年月日		
被許可者住所氏名 (名称、代表者名)			
工事設計者住所氏名 (名称、代表者名)			
工事施工者住所氏名 (名称、代表者名)			
現場責任者氏名			
工事の概要			
工期	年 年	月 月	日から 日まで
工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
←———— 100センチメートル以上 —————→			

備考 1,000 平方メートル未満の土地の開発については、寸法は縦 25 センチメートル、横 35 センチメートルとすることができます。

第17号様式（第11条関係）

許可に基づく地位承継届出書

建築事務所長様

岐阜県都市計画法施行条例第3条の規定により、次のとおり承継しましたから届け出ます。

年　月　日

届出者住所氏名

(名称及び代表者名)

(電話)

許可番号	年月日	年月日	第号
被開発許可者の住所氏名 (名称及び代表者名)			
承継した日	年月日		
承継の理由			
※受付番号	年月日	第号	
※開発登録簿登載	年月日	登載	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第18号様式 (第12条関係)

地位承継承認申請書

建築事務所長 様

開発行為に関する工事の施行に関する権原を取得しましたので、都市計画法第45条の規定により地位承継承認申請をします。

年 月 日

申請者住所氏名

(名称及び代表者名)

(電話)

許可番号 年月日	年月日	第号
被開発許可者の住所氏名 (名称及び代表者名)		
承継する権原の内容		
承継 年月日	年月日	
その他参考事項		
※受付番号	年月日	第号
※承認に付した条件		
※承認番号	年月日	第号
※開発登録簿登載	年月日	登載

注 ※印欄は、記入しないでください。

第19号様式 (第13条関係)

(表)

※ 開発許可番号 及び年月日	第　　号 年　月　日	※ 許可に 基づく 地位の 承　繼	承　繼 年　月　日	年　月　日 第　　号
			承継人の 住所氏名 〔名称及び 代表者名〕	
開発許可を 受けた者の 住 所 氏 名 〔名称及び 代表者名〕				
工事施行者の住所氏名 (名称及び代表者名)				
予定建築物等の用途				
予定公共施設の種類	道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路、 消防の用に供する貯水施設、その他 (該当するものを○で囲む。)			
開発区域に含まれる 地域の名称及び面積	_____ m ²			
開　　発　　区　　域　　の 区　　域　　、　　区　　分　　等	都市計画区 域等の区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分の定めの ない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び 準都市計画区域外	用途地域等 の　区　分	
都市計画法第33条第8号 た だ し 書 の 該 当	有・無			
※ 都市計画法第41条第1項の 建築制限の内容 〔都市計画法第79条 の許可等の条件〕				
※ 都市計画法第41条第2項 許可年月日及び番号	年　月　日 第　　号	内容		
※ 都市計画法第42条第1項 許可年月日及び番号	年　月　日 第　　号	内容		
※ 工事完了 検　　査	工事完了年月日	年　月　日	工事完了 検査年月日	年　月　日
	検査済証交付 年月日及び番号	年　月　日 第　　号	公告年月日	年　月　日
そ　　の　　他				
変　　更				

注 ※印欄は、記入しないでください。

(裏)

土地利用計画図

(開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状)

第20号様式（第13条関係）

開発登録簿写し交付申請書

建築事務所長様

開発登録簿の写しの交付を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名

(名称及び代表者名)

(電話)

開発区域の所在地			
写しを必要とする理由			
その他参考事項			
被開発許可者住所氏名 (名称及び代表者名)			
許可番号 許可年月日	年	月	日
※受付番号	年	月	日
※交付番号	年	月	日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第21号様式 (第16条関係)

8.6cm

6.0cm

(表 面)	
身 分 証 明 書	
第 号	所属 職名 氏名
<p>都市計画法第82条第1項の規定による立入検査を行う権限を有するものであることを証明する。</p>	
年 月 日	
岐阜県知事	
印	
有効期限 (年 月 日限)	

(裏 面)

都市計画法抜粋

(立入検査)

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第22号様式 (第16条の2関係)

適合証明書交付申請書					
<p>建築事務所長様</p> <p>〔確認済証の交付〕 〔畜舎建築利用計画の認定〕を受けていので、都市計画法施行規則第60条の規定により下記の計画が都市計画法第 条第 項第 号の規定に適合していることの証明書(通)を交付願います。</p>					
年 月 日					
申請者住所氏名 (名称及び代表者名) (電話)					
土地の所在、地番等	所在、地番				
	地目	面積	(公簿) (実測)	m ² m ²	
区域、区分等	都市計画区域等の区分	□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分の定めのない都市計画区域 □準都市計画区域 □都市計画区域及び準都市計画区域外	用途地域等の区分		
予定建築物又は特定工作物の概要	用途				
	建築面積	(計画)m ² (既設)m ²	延べ面積	(計画)m ² (既設)m ²	
	工事種別	□新築(新設) □移転	□増築(増設) □用途の変更	□改築 □仮設	
	構造・階数・棟数	(計画)		(既設)	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
当該許可等の番号及び年月日	年 月 日 第 号				
その他参考事項					
※受付番号	年 月 日 第 号				
※交付番号	年 月 日 第 号				

注 ※印欄は、記入しないでください。

参考様式 1

工事着手届出書

年 月 日

建築事務所長 様

届出者住所氏名

(名称及び代表者名)

都市計画法第29条 第1項 第2項 に基づく開発行為について、下記のとおり着手しましたので届けます。

記

許可番号年月日	年 月 日	第 号
開発区域の所在地		
工事着手年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
工事実行者住所氏名 (名称及び代表者名)		電話
現場管理者住所氏名		電話
備考		
※ 受付番号		

(備考) 1ヘクタール以上の開発行為については、実施行程表を添付してください。

(注) ※印の欄は記入しないでください。

参考様式 2

修補改造完了届

年 月 日

建築事務所長 様

届出者 住所
氏名

都市計画法第29条（第1項）に基づく開発行為について、下記のとおり修補改造を完了しましたので届け出ます。

記

許可番号 岐阜県指令 建築第 号の

許可年月日 年 月 日

開発区域の所在地

工事着手年月日 年 月 日

修補改造完了年月日 年 月 日

修補改造の内容

- (備考) 1 修補改造前後の写真（修補改造の内容のわかるもの）を添附してください。
2 その他完了検査において指示された図書を添附してください。

参考様式 3

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人・当組合を含む）は、都市計画法に基づく開発許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、知事が必要と認めた場合には、暴力団等であるか否かの確認のため、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

（3）法人又は組合であって、その役員のうちに（2）に該当する者があるもの

（4）暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

岐阜県知事 様

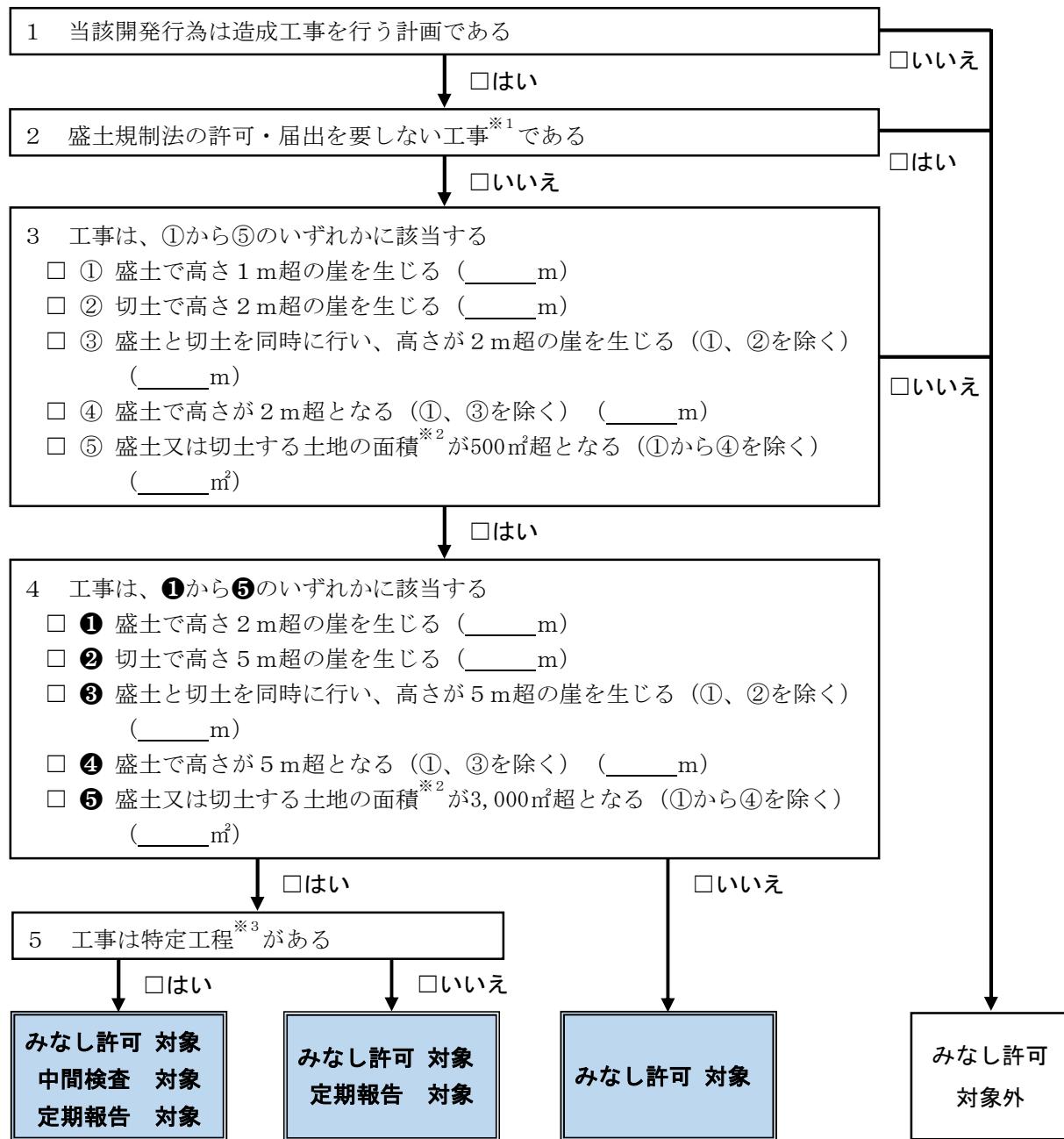
申請者

住所

氏名

（法人・組合にあっては、名称及び代表者氏名）
（自署の場合は押印不要）

みなし許可の判定チェックリスト（宅地造成等工事規制区域用）



○みなし許可対象の場合の取扱い

追加で添付が必要な書類	<input type="checkbox"/> 資金計画書（別記様式第3） <input type="checkbox"/> 申請者の資力及び信用に関する申告書（第1号様式） <input type="checkbox"/> 工事実行者の能力に関する申告書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書（参考様式6）
適用される盛土規制法の規定 (中間検査、定期報告以外)	標識の掲示

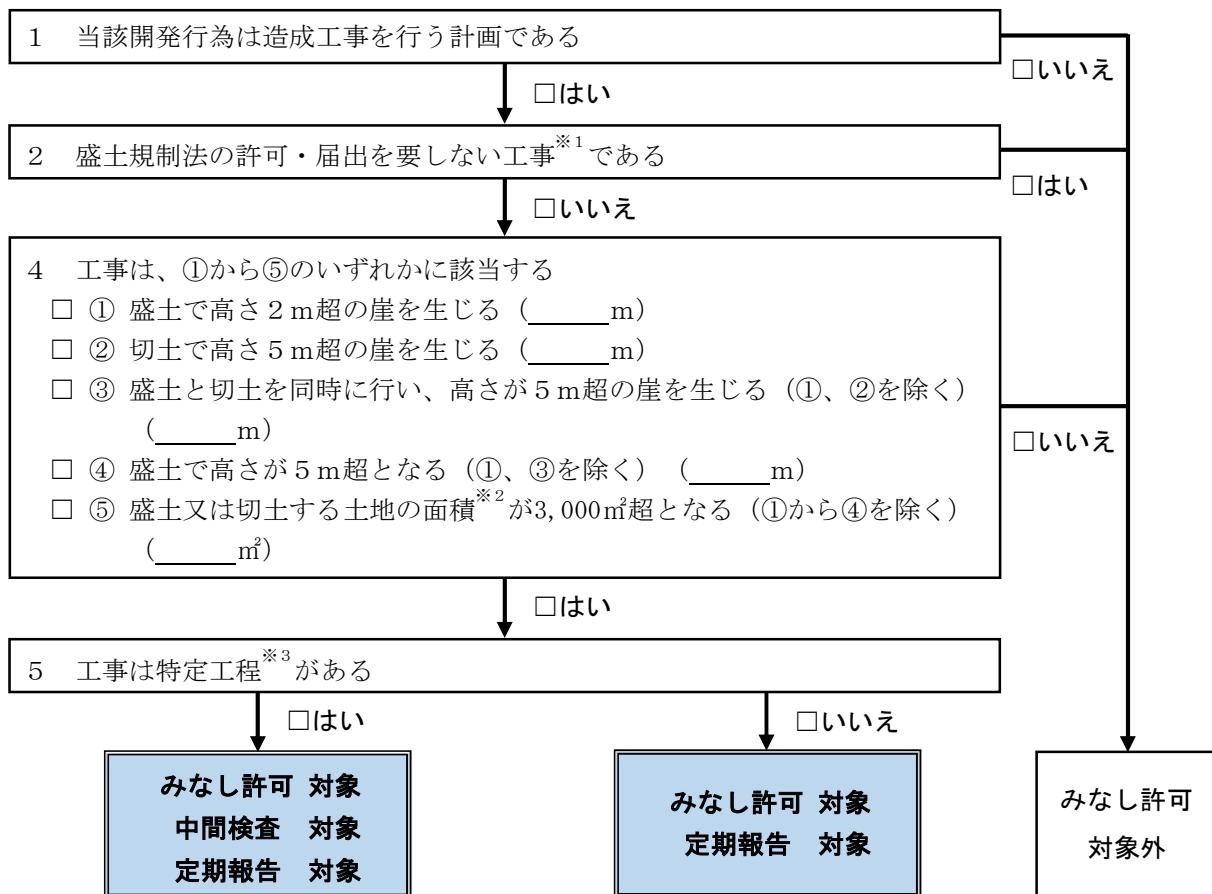
※1 公共施設用地及び災害の発生するおそれがないと認められる工事及びその他法の対象外となる行為
(詳細は「盛土規制法に関する事務申請等マニュアル1-7」を参照してください。)

※2 盛土又は切土する土地の面積からは以下の部分を除く

- ・盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cm以下の部分
- ・盛土規制法の許可・届出を要しない工事の部分

※3 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事

みなし許可の判定チェックリスト（特定盛土等規制区域用）



○みなし許可対象の場合の取扱い

追加で添付が必要な書類	<input type="checkbox"/> 資金計画書（別記様式第3） <input type="checkbox"/> 申請者の資力及び信用に関する申告書（第1号様式） <input type="checkbox"/> 工事実行者の能力に関する申告書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書（参考様式6）
適用される盛土規制法の規定 (中間検査、定期報告以外)	標識の掲示

※1 公共施設用地及び災害の発生するおそれがないと認められる工事及びその他法の対象外となる行為
(詳細は「盛土規制法に関する事務申請等マニュアル1-7」を参照してください。)

※2 盛土又は切土する土地の面積からは以下の部分を除く
・盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cm以下の部分
・盛土規制法の許可・届出を要しない工事の部分

※3 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無			
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	m			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	m ³		
		切土	m ³		
	二擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			cm	m	
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の保護の方法					
リ 工事中の危害防止のための措置					
ヌ その他の措置					
ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工程の概要					
11 その他必要な事項					

[注意]

- 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 9欄は、渓流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

参考様式 7

都市計画法第 32 条の公共施設の所有者及び管理者の同意及び公共施設の管理者との協議

第 年 月 日 号

様

管理者
住 所
氏 名

公共施設管理者の同意書（法第 32 条第 1 項の同意）

あなたが 地内で都市計画法に基づく開発行為を行うについて、
同所に所在する下記公共施設については当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公共施設の名称	位 置	延 長 メートル	面 積 平方メートル	摘要 要

- (注) 1. 摘要欄には、同意の内容、条件等を詳細に記入すること。
2. 実測にもとづく公共施設の新旧対照図を添付すること。
3. 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事写真を提出すること。

記入上の注意

当該公共施設の管理を担当する部課と開発担当部課との間で十分調整を図り、当該同意の対象となる公共施設の名称、範囲（区間及び面積）及び同意の内容等が適切に表示されていること。

参考様式8

都市計画法第32条の公共施設の所有者及び管理者の同意及び公共施設の管理者との協議

管理予定者との協議経過書（法第32条第2項の協議）

年 月 日

岐阜県知事様

申請者

住 所

氏 名

管理予定者（協議者）

職 名

氏 名

地内で行なう都市計画法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設等を管理することとなる者と下記のとおり協議しました。

記

協議した公共施設の名称	管理者となる者	概 要		費用の負担 千円	帰 属	摘要欄
		延長 メートル	面積 平方メートル			

- （注） 1. 摘要欄には公共施設の管理方法について記入すること。
2. 実測にもとづく公共施設の新旧対照図を添付すること。
3. 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事写真を提出すること。

記入上の注意

例外的に開発者が公共施設を管理することとなる場合であっても管理者となるべき市町村との協議を必要とすること。

【資料 1－8】

法第34条各号に関する申請に必要な図書

各号	内容	必要な事項	説明
第1号	日用品店舗等	<p>ア 当該開発区域の周辺に居住しているものが日常生活に必要としている業務内容</p> <p>イ 周辺建物の用途別現況図 (集落連たん状況図 縮尺 1/2,500以上)</p> <p>ウ 配置図 (縮尺 1/300以上)</p> <p>エ 建築物平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>オ 建築物立面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>カ 販売、加工、修理等の実務の内容を示す書類</p> <p>キ 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであることを証する書類</p> <p>ク その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例示 当該開発区域の周辺300m以内に存する広報会の本開発行為に対する同意書。 ・当該開発区域の周辺道程500m (半径300m) 以内に存在する建築物の用途を明確にする。 ・当該開発区域の半径300m以内に概ね50戸以上 (市街化調整区域内の戸数) の建築物が連たんしていることを明記する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・店舗のケース等の配列、出入口及び各部分の用途を明記する。 ・併用住宅にあっては、店舗等との関連を詳細に記載し、面積表を記載する。 ・広告塔、広告板又は意匠等で日常生活に必要な店舗等であることが表現されていること。 ・商品名、作業内容、規模及び数量等を具体的に記載する。 ・営業に必要な免許証の写し、取引先との納入 (品名と数量) 契約書等を添付する。 ・開発区域図には、広報会等の活動範囲を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
第2号	資源の活用	<p>ア 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面</p> <p>イ 利用目的、利用方法、利用対象規模等が適正である旨の説明書</p> <p>ウ 施設の配置図</p> <p>エ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>オ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ図面及び説明内容が適正であることを証する書類を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・知事が必要と認める図書。
第4号	農林漁業用施設	<p>ア 利用目的、利用方法、利用対象規模等が適正である旨の説明書</p> <p>イ 生産地との関係、取扱量を示す書類</p> <p>ウ 施設の配置図</p> <p>エ 農産物等の集出荷及び貯蔵のため継続的に使用される旨の証明書</p> <p>オ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>カ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ図面及び説明内容が適正であることを証する書類を添付する。 ・生産地の分布図、取扱品名及び数量等を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・農業協同組合等の証明。 ・各部分の用途及び機械設置等のレイアウト等を具体的に明記する。 ・知事が必要と認める図書。

各号	内容	必要な事項	説明
第5号	農林業等活性化基盤施設	ア 知事の承認書及び公告された旨を証する書面の写 イ 全体の計画図 ウ 事業計画の説明書 エ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) オ その他	・知事が必要と認める図書。
第6号	中小企業団地	ア 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一緒にとなって助成する事業であることを証する書面 イ 全体計画図 ウ 事業の概要を説明する書類 エ その他	・知事が必要と認める図書。
第7号	関連工場	ア 既存工場に関する調書 イ 申請工場に関する調書 ウ 両工場の作業工程における関連に関する説明書 エ 両工場間の取引高及び全体との比較に関する説明書 オ 原材料製品等に関する輸送説明書 カ 地場産業については、周辺同種工場の分布の状況図 キ 配置図 (縮尺 1／300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) ケ その他	・業種、業態、工程、原料、製品名を記載する。現在及び改善後の取扱い数量等を記載する。 ・業種、業態、工程、原料、製品名を記載する。 ・両工業の作業工程での関連性について、フローチャート等により具体的に記載する。 ・表にて説明することが望ましい。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途及び機械設備等のレイアウトを明記する。 ・土地利用計画図に両工場の関係を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
第8号	火薬庫	ア 周辺建物の現況図 イ 火薬庫の貯蔵に関する概要書等 ウ 配置図 (縮尺 1／300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) オ その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・知事が必要と認める図書。
第9号	休憩所	ア 営業品目一覧表 イ 配置図 (縮尺 1／300以上) ウ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) エ 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであることを証する書面 オ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上)	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・確約書、営業に必要な免許証の写し。 ・広告塔、広告板又は意匠等で休憩所であることが表現されていること。

各号	内容	必要な事項	説明
		カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用便所の位置を明示すること。 ・開発区域位置図、開発区域図及び土地利用計画図に道路名称、道路巾員及び市街化区域までの距離を明記する。 ・通過交通に与える支障、駐車場の確保を考慮して設計し土地利用計画図に明記する。 ・知事が必要と認める図書。
	給油所	<p>ア 油水分離槽又は有害物質等が排出されない構造の排水施設図</p> <p>イ 経済産業省が確認したこと を証する書類</p> <p>ウ 配置図 (縮尺 1/300以上)</p> <p>エ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>オ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設計画平面図に明記のうえ構造図を添付する。 ・該当しない場合は、その旨を説明する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・開発区域位置図、開発区域図及び土地利用計画図に道路名称、道路巾員を明記する。 ・通過交通に与える支障、駐車場の確保を考慮して設計し土地利用計画図に明記する。 ・知事が必要と認める図書。
	火薬類製造所	<p>ア 附近の状況を示した図面</p> <p>イ 火薬類製造等に関する概要書等</p> <p>ウ 配置図 (縮尺 1/300以上)</p> <p>エ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>オ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・知事が必要と認める図書。
第10号	集落地区計画	<p>ア 集落地区整備計画に定められた内容に適合する旨を証する書類</p> <p>イ 集落地区整備計画の全体計画図</p> <p>ウ 事業概要を説明する書類</p> <p>エ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>オ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が必要と認める図書。
第13号	既存権利	<p>ア 既得権を有していたことを 証する書類（区域決定前に） $\left. \begin{array}{l} \text{登記簿謄本、所有権以外} \\ \text{の権利を有していたこと} \\ \text{を証する書類、農地転用} \\ \text{許可書等} \end{array} \right\}$</p> <p>イ 申請者の職業（法人にあつては業務の内容）に関する書類、自己の居住用の場合は除く。</p> <p>ウ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>エ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が必要と認める図書。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号	【提案基準第2号】農家世帯等の分家に伴う住宅	<p>ア 理由書</p> <p>イ 申立書</p> <p>ウ 戸籍謄本（原本）</p> <p>エ 住民票（原本）</p> <p>オ 家賃領収書又は家屋賃貸契約書</p> <p>カ 配置図 (縮尺1/300以上)</p> <p>キ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上)</p> <p>ク 本家の農業従事者証明書 (非農家の場合は、本家及び分家者の資産証明書)</p> <p>ケ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・分家に該当する理由、分家させる者（以下「本家」という。）と同居していない理由、又Uターンする者にあっては、その合理的事情及び理由を具体的に記載する。 ただし、非農家で独身の場合は、前記理由書の他婚約証明書等を添付する。 ・本家が申請者を分家させる旨を証する内容を記載する。 ・本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。 ・本家と同居又は借家等に居住しているかを判断できるものとする。 ・本家と同居しておらず借家等に居住している場合に添付し、必要に応じて家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、併用住宅にあっては面積表を記載する。 ・農業委員会で交付されたものとする。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第3号】収用対象事業に係る代替建築物等	<p>ア 理由書</p> <p>イ 既存建築物配置図 (縮尺1/200以上)</p> <p>ウ 既存建築物平面図 (縮尺1/200以上)</p> <p>エ 附近住民の属する広報会等の同意書</p> <p>オ 既存建築物等が収用対象事業の対象となる旨の証明書</p> <p>カ 申請人以外の者の念書</p> <p>キ 配置図 (縮尺1/300以上)</p> <p>ク 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上)</p> <p>ケ 新旧対照表</p> <p>コ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（建築）の必要に現に迫られていることのほか収用対象事業にかかるものである旨等を記載する。 ・敷地のどの位置に存するか正確に記載し、収用対象事業にかかる部分を明記する。 ・各部分の用途を明記し、住宅部分、住宅以外の部分の面積を分けて記載する。 ・環境を阻害する恐れのある建築物等が移転する場合に添付する。 ・附近住民とは開発区域の外周から100mの範囲に居住している住民をいう。 ・土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業による買取りの申出証明書又は買取り証明書、不動産譲受けの対価の支払い調書等の写しを添付する。 ・既存建築物等及び当該土地に係る権利者が複数いる場合に申請人以外の者が代替建築物等を建築又は建設しない旨の念書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・収用対象前の全体、収用対象部分及び申請部分の土地又は建築物等の面積を分けて表にして添付する。 ・知事が必要と認める図書。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号	【提案基準第4号】 社寺仏閣及び 納骨堂	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 法人の登記簿謄本 エ 配置図 (縮尺 1／300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) キ その他	・開発行為（建築）の必要に迫られている内容を具体的に記載する。 ・目的、管理、運営方法を明記する。 ・必要に応じて資金計画書等を添付する。 ・該当する場合に添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第5号】 事業所の業務 従事者の住宅 及び寮等	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 入居予定者調書 エ 住民票（原本） オ 家賃領収書又は家屋賃貸契 約書 カ 転勤命令書 キ 配置図 (縮尺 1／300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) ケ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) コ その他	・開発行為（建築）の必要に迫られていることのほか、従業員住宅及び寮を当該事業所に近接して建築しなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・現従業員数と入居予定者との関係、従業員住宅又は寮の管理・運営方法を明記する。 ・入居予定者名、現住所を一覧表にし、その居住状況（借家、持家の別等）及び通勤所要時間等を記載する。 ・入居予定者のものについて添付する。 ・入居予定者が借家居住の場合に添付する。必要に応じて、家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。 ・該当する場合に添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・開発区域位置図及び開発区域区域図に市街化区域を明記する。又土地利用計画図に事業所との関連について記載する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第6号】 既存集落にお けるやむを得 ない自己用住 宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 集落連たん状況図 エ 配置図 (縮尺 1／300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) カ その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容のほか、現在居住している住居について、過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情で社会通念上やむを得ないと認められる理由を具体的に記載する。 ・必要に応じて、住民票、借家証明、被災証明、立退き証明等を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、併用住宅にあっては面積表を記載する。 ・知事が必要と認める図書。

各号	内容	必要な事項	説明
	【提案基準第7号】 地区集会場その他法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 協議書 エ 配置図 (縮尺 1/300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1/200以上) キ その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・目的、管理、運営方法を明記する。 ・必要に応じ、資金計画書を添付する。 ・当該市町長と協議・調整が図られている旨を証する書面（市町長の助成金等の証明書）を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第8号】 既存建築物の建替等に係る建築行為	ア 理由書 イ 既存建築物として、線引き以前に建築されたこと又は既存宅地の確認を受けて建築されたことを証する書類 ウ 既存建築物の配置図 (縮尺 1/300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) オ 予定建築物の配置図 (縮尺 1/300以上) カ 予定建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) キ 予定建築物の立面図 (縮尺 1/200以上) ク その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は家屋課税証明を添付する。 ・既存宅地の確認を受けている場合は、既存宅地確認書を添付する。 ・その他線引き以前に建築されていたことを証する書類（提案基準第34号参考） ・既存建築物の配置を正確に記載する。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・土地利用計画図を兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・最高の高さを記入する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第9号】 災害危険区域等に存する建築物の移転に係る代替建築物等	ア 理由書 イ 既存建築物附近見取図 ウ 既存建築物平面図 (縮尺 1/200以上) エ 附近住民の属する広報会等の同意書 オ 既存建築物が移転事業等の対象となる旨の証明書 カ 申請人以外の者の念書 キ 配置図 (縮尺 1/300以上) ク 建築物の平面図	・開発行為（建築）の必要に現に迫られていることのほか法令等に基づく移転である旨を記載する。 ・災害危険区域等の種別、指定年月日、既存建築物が当該区域に存することを記載する。 ・各部分の用途を明記し、住宅部分、住宅以外の部分の面積を分けて記載する。 ・環境を阻害する恐れのある建築物等が移転する場合に添付する。 ・附近住民とは開発区域の外周から100mの範囲に居住している住民をいう。 ・既存建築物等及び当該土地に係る権利者が複数いる場合に申請人以外の者が代替建築物等を建築又は建設しない旨の念書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。

各号	内容	必要な事項	説明
		<p>(縮尺 1／200以上) ケ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) コ 新旧対照表</p> <p>サ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途が自己用の専用住宅又は兼用住宅以外の場合に添付する。 土地及び建築物等の面積（複数の用途が存する場合は用途毎）について、移転前と申請地を比較して記載する。 知事が必要と認める図書。
	<p>【提案基準第10号】 レクリエーションのための施設を構成する建築物</p>	<p>ア 理由書</p> <p>イ 配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>ウ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>エ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>オ 現況写真</p> <p>カ 同意書</p> <p>キ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 土地利用計画図と兼ねることができる。 建物の形態、意匠、色彩等が環境と調和しているか判断できるものとし面積表を添付する。 区域及び撮影方向を明記する。 開発区域付近の広報会等の同意書を添付する。 知事が必要と認める図書。
	<p>【提案基準第11号】 大規模既存集落内における開発行為等</p> <p>①自己用住宅</p>	<p>ア 理由書</p> <p>イ 上記事情を証する書類</p> <p>ウ 住民票（原本）</p> <p>エ 収用対象事業により移転したことを証する書類</p> <p>オ 配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>カ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>キ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為（建築）の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。（現在居住している住宅について、借家、立退き、被災によるほか、過密、狭小等の事情で社会通念上やむを得ないと認められる理由を具体的に記載する。） 必要に応じて借家証明、被災証明、立退き証明等を添付する。 現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 申請者が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 必要に応じて、戸籍謄本等を添付する。 収用対象事業により線引き後に指定既存集落に生活の本拠を有することとなった場合に添付する。 収用証明書、従前の土地・家屋の登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可書等の写しなど 土地利用計画図と兼ねることができる。 各部分の用途を明記する。 知事が必要と認める図書。
	②分家住宅	ア 理由書	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為（建築）の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。 分家に該当する理由を具体的に記載する。 本家（分家させる者）と同居していない理由及びUターンする者にあっては、退職、転勤

各号	内容	必要な事項	説明
		<p>イ 申立書</p> <p>ウ 戸籍謄本（原本）</p> <p>エ 本家の住民票（原本）</p> <p>オ 分家者の住民票（原本）</p> <p>カ 家賃領収書又は家屋賃貸契約書</p> <p>キ 収用対象事業により移転したことを証する書類</p> <p>ク 配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>ケ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>コ その他</p>	<p>(永続的なもの) 等合理的な事情及び理由を具体的に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身の場合は、婚約証明書等を添付する。 ・本家が分家させる旨を証する内容を記載する。 ・本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により、申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。 ・本家が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 ・必要に応じて、戸籍謄本等を添付する。 ・本家と同居又は借家等に居住しているかを判断できるものとする。 ・本家と同居しておらず借家等に居住している場合に添付し、必要に応じて家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。 ・収用対象事業により線引き後に指定既存集落に生活の本拠を有することとなった場合に添付する。 ・収用証明書、従前の土地・家屋の登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可書等の写しなど ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
	③小規模の工場等	<p>ア 理由書</p> <p>イ 事業計画書</p> <p>ウ 資格証明書（写し）</p> <p>エ 住民票（原本）</p> <p>オ 収用対象事業により移転し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（建築）の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・今までの生活を維持するための収入の状況及び定年、退職等の後の生活を維持していくための必要性を具体的に記載する。 ・定年以外の理由で退職等をする場合は、その理由を具体的に記載する。 ・経歴（今までの職業と、新規に営む業務との関係を明確にする。） ・新規の業務概要及び収入見込（生計を維持するに必要な額）を具体的に記載する。 ・新規の業務を営む確実性を証する書類（取引先、関連会社等の取引契約書又は保証書等）を添付する。 ・必要に応じて、資格証明書（写し）を添付する。 ・申請者が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 ・必要に応じて、戸籍謄本（附票）等を添付する。 ・世帯全員のもの。 ・収用対象事業により線引き後に指定既存集落

各号	内容	必要な事項	説明
		<p>たことを証する書面</p> <p>カ 源泉徴収票（写し）</p> <p>キ 配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>ク 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>ケ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>コ その他</p>	<p>に生活の本拠を有することとなった場合に添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収用証明書、従前の土地・家屋登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可書等の写し等。 ・申請時に前年のものを添付する。 ・事業所得者にあっては、所得証明書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 <p>・工場にあっては、原動機の配置、台数、種類、出力等を記載し、騒音、振動等の発生の恐れのある業種については、騒音、振動等を防止する措置を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口及び各部の用途及び面積を明記する。 ・店舗等にあっては、ケース等の配列、出入口、各部の用途及び面積を明記する。 <p>・知事が必要と認める図書。</p>
	<p>【提案基準第12号】 産業振興を図る 必要がある 市町における 開発行為等</p>	<p>ア 事業計画書</p> <p>イ 技術先端型業種に該当する ことを証する書面</p> <p>ウ 市町長の意見書及び同意書</p> <p>エ 商業登記簿謄本及び定款</p> <p>オ 配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>カ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>キ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>ク その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容を具体的に記載する。 ・申請者（会社）の経歴（他に技術先端型業種の工場等を有するなど先端技術型業種のもの）。 ・雇用計画、自然環境等を必要とする立地性、交通の利便性等を明記する。 ・公害等の発生の恐れがある場合は、騒音、振動、排水、粉塵等に対する防止装置を明記する。（必要な場合は平面図等にも記載） ・製品、生産工程、原材料等の説明資料等を添付する。 ・カタログ、写真等により、出来るだけ図解等により説明する。 ・市町長が周辺住民との調整状況及び将来の土地利用計画との整合性等を考慮し、立地についての意見を記載し、かつ、同意をなしたもの。 ・業務内容に技術先端型業種の業務内容が記載されているもの。 ・個人の場合は、住民票を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 <p>・各部分の用途を明記する。（機械等のレイアウト、動力数等を記入する）</p> <p>・知事が必要と認める図書。</p>
	<p>【提案基準第13号】 幹線道路の沿 道等における 大規模な流通 業務施設</p>	ア 事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容を具体的に記載する。 ・申請者（会社）の経歴、事業の業種、営業時間、予定従業員数、予定配車車輌数、予定発着台数、荷扱い量及び施設の概要等を明記する。

各号	内容	必要な事項	説明
		<p>イ 地方運輸局長の「大規模な流通業務施設」と認められたことを証する書面</p> <p>ウ 道路管理者及び公安委員会と協議がなされたことを証する書面</p> <p>エ 市町長の意見書</p> <p>オ 商業登記簿謄本及び定款</p> <p>カ 配置図 (縮尺 1/300以上)</p> <p>キ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>ク 建築物の立面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>ケ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査を受け、地方運輸局から「大規模な流通業務施設」である旨、回答のあったもの。 ・同意書及び協議結果書又は道路法に基づく承認、許可書等。 ・市町長が現在及び将来の土地利用計画との整合性を考慮し、立地についての意見を記載したもの。 ・倉庫業又は一般貨物自動車運送事業の業務内容が記載されているもの。 ・個人の場合は住民票を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・申請地の外周の10分の1以上が幹線道路に接していることが明示されているもの。 ・幹線道路からの出入り口及び幹線道路の形状、幅員を明示する。 ・各施設の用途、面積を記載する。（営業事務所、休憩所、車庫、洗車施設、検査施設等） ・開発区域位置図に幹線道路の位置、幅員、路線名等を明示する。インターチェンジの位置、インターチェンジの名称、出入り口の位置と申請地（申請地の主要な出入り口）までの距離（500m以内）を明示する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第14号】 有料老人ホーム	<p>ア 理由書</p> <p>イ 事業計画説明書</p> <p>ウ 県老人福祉担当課と事前協議を了したことを証する書面</p> <p>エ 配置図 (縮尺 1/300以上)</p> <p>オ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>カ 建築物の立面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>キ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域に立地させなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・医療、介護機能を依存する病院又は特別介護老人ホーム等との関係を記載する。 ・権利関係（利用権方式又は賃貸方式）、管理、運営方法を明記する。 ・有料老人ホームの設置運営指導指針に基づき行われたものであること。 ・老人福祉法第29条に基づく設置届出の受理見込みがあること。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・開発区域位置図に医療、介護機能を依存する病院、特別養護老人ホーム等の位置を明記する。 ・日本政策投資銀行等の公的融資を受ける場合は融資証明書を添付する。 ・知事が必要と認める図書
	【提案基準第15号】 旧法第34条第	ア 理由書	・事業所の立地と同時に従業員住宅等を立地させなければならない合理的な理由を具体的に

各号	内容	必要な事項	説明
	10号ロの規定により許可を受けた事業所の従業員住宅等	<p>イ 事業計画説明書</p> <p>ウ 入居予定者調書</p> <p>エ 住民票（原本）</p> <p>オ 家賃領収書又は家賃賃貸契約書</p> <p>カ 転勤命令書</p> <p>キ 配置図 (縮尺 1/300以上)</p> <p>ク 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>ケ 建築物の立面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>コ その他</p>	<p>記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に事業所がある場合は、当該事業所の立地と一体的に計画されたものであること及び従業員住宅等を当該事業所に近接して建築しなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 現従業員数及び雇用予定者数と入居予定者の関係を記載する。 従業員住宅等の管理、運営方法を明記する。 事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を記載する。 入居予定者名、現住所を一覧表にし、その居住状況（借家、持家の別等）及び通勤所要時間等を記載する。 入居予定者について添付する。 入居予定者が借家居住の場合に添付する。 必要に応じて家屋登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 該当する場合に添付する。 土地利用計画図と兼ねることができる。 各部分の用途、面積を記載する。 開発区域位置図に事業所との位置関係（距離、道程）及び市街化区域を明記する。 知事が必要と認める図書。
	【提案基準第16号】 介護老人保健施設	<p>ア 理由書</p> <p>イ 事業計画説明書</p> <p>ウ 県の介護老人保健施設担当課と事前協議を了したことを証する書面</p> <p>エ 配置図 (縮尺 1/300以上)</p> <p>オ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>カ 建築物の立面図 (縮尺 1/200以上)</p> <p>キ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域に立地させなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 申請地周辺の要介護老人数、協力病院との関係及び管理、運営方法等を記載する。 開設が確実に許可される見込みである旨の内容が記載されていること。 土地利用計画図と兼ねることができる。 各部分の用途、面積を記載する。 開発区域位置図に協力病院の位置を明示する。 知事が必要と認める図書。
	【提案基準第19号】 ゴルフ練習場	<p>ア 理由書</p> <p>イ 配置図 (縮尺 1/300以上)</p> <p>ウ 周辺の現況図 (縮尺 1/2,500程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 土地利用計画図と兼ねることができる。 建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記入する。 前面道路幅員及び接道長さを記入する。 建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。

各号	内容	必要な事項	説明
		エ 市町長の意見書 オ 広報会等の同意書 カ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) キ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) ク その他	<ul style="list-style-type: none"> 将来の土地利用計画に市町長が支障ないものである旨が記載されているもの。 同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記載されているもの。 知事が必要と認める図書。
	【提案基準第20号】 大学等の学生 下宿	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺 1／300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺 1／2,500程度) エ 大学等との契約書 オ 市町長の意見書 カ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) キ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) ク その他	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 土地利用計画図と兼ねることができる。 建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 申請地と大学等との位置関係（距離）を記入する。 建築物の運営方法等について契約がなされていること。 将来の土地利用計画に市町長が支障ないものである旨が記載されているもの。 知事が必要と認める図書。
	【提案基準第21号】 観光資源の有効な利用上必要な建築物	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺 1／300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺 1／2,500程度) エ 市町長の意見書 オ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) キ その他	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 土地利用計画図と兼ねることができる。 建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記入する。 建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 当該提案基準に基づき市町が策定した要綱の基準を満たしている旨が記載されているもの。 建築物の高さ、色彩を記載する。 知事が必要と認める図書。
	【提案基準第22号】 市街化調整区域内にある事業所の建替等に伴う開発行為	ア 既設事業所の内容及び申請部分に関する調書 イ 事業所の効率化に寄与することを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> 原料、半製品又は製品等について、1ヶ月間の平均取扱量又は生産量等を種類別に表にする。（現況の量と建替等後の量） 業種、業態及び工程（動力数又は台数等も記入）等を具体的に記載する。 事業所毎に関連する全事業所について記載する。 既設事業所を増設する場合は、フローチャート、数量等を使用し、具体的に効率化に寄与する内容を記載する。

各号	内容	必要な事項	説明
		<p>ウ 市町長の意見書</p> <p>エ 既存事業所と密接に関係があることを証する調書</p> <p>オ 広報会等の同意書</p> <p>カ 基準時の敷地面積を証する調書</p> <p>キ 公害等の規制基準に適合していることを証する調書</p> <p>ク 公共公益施設の配置及び整備状況調書</p> <p>ケ 既設建築物の配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>コ 既設建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>サ 配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>シ 予定建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>ス 予定建築物の立面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>セ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する事業所の移転の場合は、各事業所間の作業工程の関係を具体的に記載し、効率化に寄与する内容をフローチャート、数量等を使用し、具体的に記載する。 ・将来の土地利用計画に市町長が支障ないものである旨が記載されているもの。 ・既存事業所に自己の生産物の原料、部品又は製品の50%以上依存していることを証する書面（出荷伝票、納入伝票、領収書等の写し）及び種類、数量別に区分し、それを表にしたもの。 ・自己の生産物が原料、部品又は製品として納入している割合が50%以上であることを証する書面（出荷伝票、納入伝票、領収書等の写し）及び種類、数量別に区分し、それを表にしたもの。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記載されているもの。 ・建物の登記簿謄本、土地の登記簿謄本又は納税証明書等。 ・既設事業所等が公害関係の規制対象となる建築物又は施設がある場合に提出する。 ・既設事業所又は建替等後の事業所の双方について提出する。（基準値、現況値及び建替等後の推定値） ・市町長が交付する。 ・公共公益施設について市町と協議、調整が図られており、容量的に十分受け入れる余裕がある内容であること。 ・配置図と兼用することができる。 ・各室の用途を記入する。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入する。 ・土地利用計画図と兼ねることができます。 ・各室の用途を記入する。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第23号】 不適格建築物の移転に伴う開発行為	<p>ア 移転できない理由書</p> <p>イ 建築基準法第3条第2項に該当することを証する調書</p> <p>ウ 広報会等の同意書</p> <p>エ 公共公益施設の配置及び整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内に移転できない理由を具体的に記入する。また、理由を証する書類等を必要とする場合はそれも添付する。 ・土地及び建物の登記簿謄本又は土地及び建物の課税証明書等で既存不適格建築物である旨を証する内容がわかるもの。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記入されているもの。 ・市町長が交付する。 ・公共公益施設について市町と協議、調整が図

各号	内容	必要な事項	説明
		備状況調書 オ 事業所の内容調書 カ 土地利用の構想に適合することを証する調書 キ 面積表 ク 既設建築物の配置図 (縮尺 1／300以上) ケ 既設建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) コ 配置図 (縮尺 1／300以上) サ 予定建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) シ 予定建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) ス その他	られており、容量的に十分受け入れる余裕がある内容であること。 ・事業の内容（生産量、種類、機械の台数又は作業内容等）を、フローチャート等を使用し具体的に記入する。 ・次のような計画中に具体的に土地利用計画が策定されており、これに適合することを証する内容であること。 (1) 法律に基づき策定された計画 (2) 知事が策定した計画 (3) 市町が策定した計画で知事の認定、承認を受けたもの (4) 市町議会の議決を経て策定された計画で知事の定める中長期の整備計画等の上位計画と整合がとれているもの。 ・敷地面積、建築面積、床面積、作業所の床面積、動力の数、危険物の数量等について、移転の前後の対比表にすること。 ・配置図と兼用することができる。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・土地利用計画図と兼用することができる。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第24号】 1へクタール未満の特定工作物の管理用建築物を建築するための開発行為等	ア 配置図 (縮尺 1／300以上) イ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) ウ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) エ 周辺の現況図 (縮尺 1／2,500程度) オ 市町長の意見書 カ その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記入する。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・都市計画を策定する上に支障となるかどうかの意見書。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第25号】 市民農園整備促進法による市民農園施設に係る開発行為等	ア 市民農園の開設の認定書の写 イ 全体計画図 ウ 事業計画の説明書 エ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) オ 建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) カ その他	 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第26号】 既存建築物	ア 理由書	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。

各号	内容	必要な事項	説明
	(農家住宅)に係る建築行為等	<p>イ 農業従事者であったことを証する書面</p> <p>ウ 配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>エ 建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>オ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 既存建築物の建築後、相当期間、農業従事者であったことが記載されているもの。 農業委員会等で交付されたものとする。 土地利用計画図と兼ねることができる。 各部分の用途、面積を記載する。 既存建築物の建築確認通知書の写。 農地転用許可書の写。 既存建築物の建築年が判断できる図書。 知事が必要と認める図書。
	【提案基準第27号】既存建築物(分家住宅)に係る建築行為等	<p>ア 理由書</p> <p>イ 申立書</p> <p>ウ 戸籍謄本（原本）</p> <p>エ 本家の住民票（原本）</p> <p>オ 配置図 (縮尺 1／300以上)</p> <p>カ 既存建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>キ 予定建築物の平面図 (縮尺 1／200以上)</p> <p>ク 本家の農業従事者証明書</p> <p>ケ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 分家に該当する理由を具体的に記載する。 既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 本家が分家させる旨を証する内容を記載する。 本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。 土地利用計画図と兼ねることができる。 敷地拡大を伴う場合は、現況配置図を併せて添付する。 各部分の用途、面積を記載する。 農業委員会等で交付されたものとする。 現在、本家が農業従事者でない場合は、既存建築物の建築当時に農業従事者であったことが記載されているもの。 既存建築物の建築確認通知書の写。 農地転用許可書の写。 既存建築物の建築年が確認できる図書。 知事が必要と認める図書。
	【提案基準第28号】建築物の用途変更等 (1)、(2)専用住宅	<p>ア 理由書</p> <p>イ 上記事情を証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。（申請者） 住宅を手放すこととなった理由を具体的に記載する。（現所有者） 現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 必要に応じて借家証明、被災証明、立退き証明、資産証明等を添付する。 開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。

各号	内容	必要な事項	説明
		ウ 配置図 (縮尺 1／300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) オ 予定建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・住民票（現所有者、申請者）。 ・知事が必要と認める図書。
	(3)専用住宅以外	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 配置図 (縮尺 1／300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) オ 予定建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) キ 広報会等の同意書 ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・申請地で事業を行うことの合理的な事情について、具体的に記載する。（申請者） ・申請地の土地・建物を手放すこととなった理由を具体的に記載する。（現所有者） ・開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。 ・倒産、競売等の事実が確認できる図書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記入されているもの。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・知事が必要と認める図書。
	(4)店舗等併用住宅 →専用住宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 配置図 (縮尺 1／300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) オ 予定建築物の平面図 (縮尺 1／200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺 1／200以上) キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・店舗等の開業期間を記載する。 ・店舗等の営業が出来なくなった理由を具体的に記入する。 ・今後の生計（収入）予定について記載。 ・開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。 ・店舗等を開業していたことを確認できる書類（既に店舗等を閉鎖している場合）。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・知事が必要と認める図書。

各号	内容	必要な事項	説明
	【提案基準第29号】 既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 現況の配置図 (縮尺 1/300以上) エ 配置図 (縮尺 1/300以上) オ 既存建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) カ 予定建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) キ その他	・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・開発許可等の写、建築確認通知書の写等を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・住民票。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第30号】 旧提案基準等の許可を受けた土地における開発行為等	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 現況の土地利用図 (縮尺 1/300以上) エ 配置図 (縮尺 1/300以上) オ 既存建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) カ 予定建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) キ 予定建築物の立面図 (縮尺 1/200以上) ク その他	・過去の開発行為等について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・都市計画法に関する開発許可（検査済証を含む。）、建築許可の写を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・最高の高さを記入する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第31号】 保健調剤薬局の建築を目的とした開発行為等	ア 理由書 イ 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであることを証する書類 ウ 周辺の現況図 (縮尺 1/2,500程度) エ 配置図 (縮尺 1/300以上) カ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) キ 予定建築物の立面図 (縮尺 1/200以上) ク その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・営業に必要な免許証の写、取引先との納入（品名と数量）契約書等を添付する。 ・市街化調整区域の範囲、隣接又は近接する病院等の位置、病院等の敷地との間隔及び市街化区域との間隔を記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・車いす使用者用駐車施設の位置を記載する。 ・便所に手すりの有無を記載する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第32号】 都市計画区域	ア 理由書	・産業振興等を図るために、都市計画区域マスター・プラン及び他の計画に位置づけられ

各号	内容	必要な事項	説明
	マスター・プランに位置づけられた開発行為等	イ 配置図 (縮尺 1/300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺 1/2,500程度) エ 市町長の意見書 オ 都市計画区域マスター・プラン及びその他の計画の写し カ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) キ 建築物の立面図 (縮尺 1/200以上) ク その他	ていることを具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・当該提案基準に基づき市町が策定した要綱の基準を満たしていることが記載されているもの。 ・当該計画に位置づけられていることがわかるもの。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第34号】線引き前からの宅地における開発行為等	ア 既存宅地として、線引き以前から宅地であったことを証する書類 イ 附近の建物の連たん状況図 ウ 配置図 (縮尺 1/300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺 1/200以上) オ 建築物の立面図 (縮尺 1/200以上) カ 土地の現況写真 キ その他	・既存宅地確認書。 ・線引き以前より土地登記簿の地目が宅地である場合は土地登記簿謄本。 ・線引き以後に土地登記簿の地目が宅地になった場合は、土地登記簿謄本、固定資産課税証明書、農地転用許可書等。 ・現在、土地登記簿の地目が宅地以外になっている場合は、土地登記簿謄本、固定資産課税証明書、農地転用許可書等。 ・その他線引き以前から宅地であったことを証する書類。 ・市街化区域及び概ね50戸以上の集落が形成されている地域との位置関係を明記する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・併用住宅の場合は、各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・最高の高さを記入する。 ・現況図に撮影方向を明記し、写真に申請区域を明記（朱書）する。 ・知事が必要と認める図書。

法第34条第1号に関する参考資料

分類J-卸売・小売業

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
55 各種商品小売業	551 百貨店、総合スーパー	5511 百貨店、総合スーパー		百貨店、デパートメントストア、総合スーパー	×	×	
	559 その他の各種商品小売業	5599 その他の各種商品小売業	衣食住にわたる各種商品の販売、當時50人未満の従業員使用	百貨店・デパートメントストア(従業者が當時50人未満のもの)、ミニスーパー、よろず屋	×	×	
56 織物、衣服、身のまわり品小売業	561 呉服・服地・寝具小売業	5611 呉服、服地小売業		吳服店、和服、反物、帯、服地、小切、裏地、らしや ×下着類・靴下・足袋等(5692)	○	○	
		5612 寝具小売業		布団、毛布、ふとん地、敷布、蚊帳、布団綿、丹前、ナイトガウン、まくら、マットレス、パジャマ ×ベッド(5911)、電気毛布(5921)	×	○	
	562 男子服小売業	5621 男子服小売業	既製、注文は不問	洋服店、注文服店、テラーランド、学生服、オーバーコート、レインコート、ジャンパー、作業服、ズボン ×材料個人持ちの注文服店(8331)、ワイシャツ(5692)、運動衣(6051)	○	○	
	563 婦人・子供服小売業	5631 婦人服小売業	既製、注文は不問	婦人服、事務服、レインコート、毛皮コート ×材料個人持ちの注文服店(8331)、白衣(5699)、運動衣(6051)	○	○	
		5632 子供服小売業	既製、注文は不問	子供服、ベビー服 ×材料個人持ちの注文服店(8331)	○	○	
569 その他の織物・衣服・身のまわり品小売業	564 靴・履物小売業	5641 靴小売業	各種くつ類	くつ、ゴム靴、地下足袋 ×中古靴(6097)、修理(8793)、スポーツ用靴(6051)	○	○	
		5642 履物小売業	下駄、草履、スリッパ	下駄屋、草履屋、スリッパ、サンダル	○	○	
	5691 かばん、袋物小売業			かばん、ハンドバッグ、袋物、トランク	○	○	
		5692 洋品雜貨、小間物小売業		洋品店、装身具(貴金属製を除く)、ワイシャツ、下着類、帽子、ネクタイ、ふろしき、タオル、たび、くつ下、化粧道具	○	○	
		5699 他に分類されない織物、衣服、身のまわり品小売業		洋傘、和傘、ステッキ、白衣	○	○	
57 飲食料品小売業	571 各種食料品小売業	5711 各種食料品小売業	各種食料品を一括して小売りする	各種食料品店、食料雜貨店	○	○	
	572 酒小売業	5721 酒小売業		酒屋	○	○	
	573 食肉小売業	5731 食肉小売業(5732を除く)		肉屋、馬肉、獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージ	○	○	
		5732 卵、鳥肉小売業		卵、鳥肉	○	○	
	574 鮮魚小売業	5741 鮮魚小売業		魚屋、鮮魚、貝類、かき、川魚、うなぎ、食用蛙、冷凍魚 ×観賞用鯉(6095)	○	○	
	575 野菜果実小売業	5751 野菜小売業		八百屋、野菜小売	○	○	

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
57 飲食料品小売業	575 野菜果実小売業	5752 果実小売業		果物屋	○	○	
	576 菓子・パン小売業	5761 菓子小売業	製造小売	洋菓子、和菓子、干菓子、駄菓子、せんべい、あめ、饅頭、ケーキ、まんじゅう、もち、焼きいも、甘栗、アイスクリーム、アイスギヤンデー、ドーナツ	×	×	
		5762 菓子小売業	小売のみ		○	○	
		5763 パン小売業	製造小売	パン	×	×	
		5764 パン小売業	小売のみ		○	○	
	577 米穀類小売業	5771 米穀類小売業		米麦小売、豆類雜穀類小売	○	○	
	579 その他の飲食料品小売業	5791 コンビニエンスストア	飲食料品を中心とするもの	コンビニエンスストア	○	○	
		5792 牛乳小売業		牛乳小売、牛乳スタンド	○	○	
		5793 飲料小売業		清涼飲料、果汁飲料、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、茶類飲料	○	○	
		5794 茶類小売業		茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶	○	○	
		5795 料理品小売業		そう菜屋、折詰、揚物、弁当仕出屋、サンドイッチ小売、駅弁売店、おにぎり、すし、	○	○	
		5796 豆腐、かまぼこ等加工食品小売業		豆腐、こんにゃく、納豆、漬け物、佃煮、たいみそ、ちくわ、おでん材料	○	○	
		5797 乾物小売業	水産物、農産物の乾物	乾物屋、干魚、干びょう、麸(ふ)、乾燥野菜、こうや豆腐、干しのり、海藻	○	○	
		5799 他に分類されない飲食料品小売業		氷、乾めん、インスタントラーメン、缶詰、乳製品、調味料	○	○	
58 自動車 自転車 小売業	581 自動車小売業	5811 自動車小売業		自動車	×	×	
		5812 中古自動車小売業		中古自動車	×	×	
		5813 自動車部品・付属品小売業		自動車部分品、付属品、自動車タイヤ、カーアクセサリー、カーエアコン、カーステレオ	×	×	
		5814 二輪自動車小売業		二輪自動車、スクータ、原動機付自転車、二輪自動車部分品・付属品	○	○	
	582 自転車小売業	5821 自転車小売業		自転車、リヤカー、自転車部分品・付属品、自転車タイヤ・チューブ、中古自転車×自転車修理(8799)、貸自転車(8851)	○	○	
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	591 家具・建具・畳小売業	5911 家具小売業		家具、洋家具、和家具、いす、机、卓子、ベッド、つい立、びようぶ、浴槽、額縁、本棚、鏡台、じゅうたん、カーテン	×	×	
		5912 建具小売業		建具×表具業(8731)	×	×	

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	591 家具・建具・畳小売業	5913 畳小売業		畳、ござ、花むしろ ×畳裏返し業(8799)	×	×	
		5914 宗教用具小売業		仏具、神具	×	×	
	592 機械器具小売業	5921 電気機械器具小売業	家庭用電気機械器具及びその部分品を小売する事業所	テレビ、ラジオ、冷蔵庫、アイロン、掃除機、洗濯機	×	○	
		5922 電機事務機械器具小売業	家庭用電気事務機械器具及びその部分品を小売する事業所	ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ、フレキシブルディスク、パソコンソフト	×	○	
		5929 その他の機械器具小売業	家庭用のその他の機械器具を小売する事業所	ガス器具、ミシン、編み機、石油ストーブ	×	○	
	599 その他のじゅう器小売業	5991 金物小売業	家庭用金物雑貨を小売、バケツ・じょうろの板金製品の製造小売	金物店、刃物、そり刃、くぎ、ほうろう鉄器、鉄器、アルミニウム製品、錠前、魔法瓶	○	○	
		5992 荒物小売業	ほうき、ざる、わら細工、ろうそく	荒物屋、日用雑貨、ほうき、木箸、たわし、なべ、バスケット、なわ	○	○	
		5993 陶磁器・ガラス器小売業		瀬戸物、焼物、土器、陶器、磁器、ガラス器、食器、花器	○	○	
		5999 他に分類されないじゅう器小売業		漆器、茶道具、花器(陶磁器製、ガラス製のものを除く)、プラスチック製食器、華道具、貴金属製食器	×	×	
60 その他の小売業	601 医薬品・化粧品小売業	6011 医薬品小売業		薬局、薬店、漢方薬、生薬、薬種、医薬品配置、紙おむつ	○	○	
		6012 調剤薬局	医師の処方せんに基づき医療用医薬品を調剤し、販売する事業所	薬局、調剤薬局、ファーマシー	○	○	
		6013 化粧品小売業		香水、香油、おしろい、整髪料、石けん、歯磨、シャンプー、白髪染 ×化粧道具(5692)	○	○	
	602 農耕用品小売業	6021 農業用機械器具小売業		農業用機械器具、すき、くわ、かま、鳥獣害防除器具、畜産用機器、養蚕用機器、耕うん機、ハンドトラクタ、コンバイン	×	○	
		6022 苗、種子小売業		種苗、苗木、種子	×	○	
		6023 肥料、飼料小売業		化学肥料、有機質肥料、複合肥料、飼料、農薬、園芸用土	×	○	
	603 燃料小売業	6031 ガソリンスタンド		ガソリンスタンド、給油所、液化石油ガス(LPG)スタンド	×	○	
		6032 燃料小売業	ガソリンスタンドを除く	薪炭、煉炭、豆炭、石炭、プロパンガス、灯油	○	○	
	604 書籍、文房具小売業	6041 書籍、雑誌小売業		書店、洋書取次店、楽譜、古本、古雑誌 ×貸本屋(8899)	×	○	
		6042 新聞小売業		新聞販売店、新聞取次店	×	○	
		6043 紙、文房具小売業		洋紙、板紙、和紙、ふすま紙、障子紙、帳簿類、ノート、万年筆、鉛筆、ペン、インキ、すずり、筆、朱肉、製図用具、算盤、手工材料、絵画用品	○	○	
	605 スポーツ用品、がん具、娯楽用品、楽器小売業	6051 スポーツ用品小売業		運動具、スポーツ用品、ゴルフ用品、釣具、狩猟用具、スポーツ用靴、運動衣、ジェットスキー、サーフボード、登山用品	×	○	

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
60 その他の小売業	605 スポーツ用品、がん具、娯楽用品、楽器小売業	6052 がん具、娯楽用品小売業		おもちゃ屋、人形、模型、教育玩具、羽子板、娯楽用品、テレビゲーム機、ゲーム用ソフト	○	○	
		6053 楽器小売業		和洋楽器、ピアノ、三味線、音楽CD・テープ	×	×	
	606 写真機、写真材料小売業	6061 写真機、写真材料小売業		写真機小売、写真材料小売、×フィルム現像・焼付業(8393)、D.P.E取次業(8393)	×	○	
	607 時計、眼鏡光学機械小売業	6071 時計、眼鏡光学機械小売業	時計、眼鏡販売、付隨して修理研磨	時計店、眼鏡店 ×時計修理(8792)、眼鏡修理(8799)	×	○	
	609 他に分類されない小売業	6091 たばこ喫煙具専門小売業	もつばら煙草、喫煙具を小売するもの	もつばら煙草、喫煙具を小売するもの煙草、喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねているときは他の商品によって分類される。	○	○	
		6092 花、植木小売業		花屋、切花小売、フローリスト ×造花小売(6099)、苗木小売(6022)	×	○	
		6093 建築材料小売業		木材小売業、セメント小売業、板ガラス、ブロック、プラスチック建材	×	×	
		6094 ジュエリー製品小売業		宝石小売業、金製品小売業、銀製品小売業、白金製品小売業、装身具小売業(貴金属製のもの)	×	×	
		6095 ペット・ペット用品小売業		ペットショップ、ペットフード小売業	×	×	
		6096 骨とう品小売業		骨とう品小売	×	×	
		6097 中古品小売業		古道具、中古家具、古建具、古楽器、古写真機、古運動具、古靴、古レコード、中古衣服	×	×	
		6099 他に分類されないその他の小売業		美術品、名刺、印章、印判、帆布、造花、標本、旗ざお、碑石、墓石、荷車、古切手、古錢	×	×	

分類M-飲食店、宿泊業

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
70 一般飲食店	701 食堂、レストラン	7011 一般食堂	主食	食堂、大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン ×ファミリーレストラン(中華料理のみを提供するもの)	×	○	調理師 製菓衛生 師 栄養士 食品衛生 管理師 食品衛生 責任者
		7012 日本料理店	日本料理(そば、すしを除く)	てんぶら、うなぎ、川魚、精進料理、鳥料理、釜めし、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理、とんかつ、郷土料理、かに料理、牛丼、ちゃんこ鍋、しゃぶしゃぶ、すき焼き、懐石料理	×	×	
		7013 西洋料理店	欧米諸国の料理	フランス料理、ロシア料理、イタリア料理、メキシコ料理	×	×	
		7014 中華料理	中華料理	中華料理、上海料理、北京料理、広東料理、四川料理、台湾料理、餃子 中華そば店、ラーメン店	×	×	
		7019 その他の食堂、レストラン		朝鮮料理、印度料理、カレー料理、焼肉店、エスニック料理、無国籍料理	×	×	

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
70 一般飲食店	702 そば、うどん店	7021 そば、うどん店		そば屋、うどん屋	×	○	調理師 製菓衛生師 栄養士 食品衛生管理師 食品衛生責任者
	703 すし店	7031 すし店		すし屋	×	○	
	704 喫茶店	7041 喫茶店		喫茶店、フルーツパーラー	×	○	
	709 その他の一般飲食店	7099 その他の一般飲食店		大福屋、今川焼屋、お好み焼屋	×	○	
71 遊興飲食店	711 料亭	7111 料亭		料亭、割烹店、待合	×	×	×
	712 バー、キャバレー、ナイトクラブ	7121 バー、キャバレー、ナイトクラブ		バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ	×	×	
	713 酒場、ビアホール	7131 酒場、ビアホール		大衆酒場、居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、もつ焼屋、ダイニングバー、ビアホール	×	×	

分類N－医療、福祉

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
73 医療業	735 療術業	7351 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所		あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復	×	○	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
					×	×	

分類P－複合サービス事業

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
79 協同組合(他に分類されないもの)	791 農林水産業等協同組合	7911 農業協同組合		農協(各種事業を行うもの)	×	○	
		7912 漁業協同組合		漁協(各種事業を行うもの)	×	○	
		7913 水産加工業組合			×	○	
		7914 森林組合			×	○	
	792 事業協同組合	7921 事業協同組合		織物協同組合	×	○	

分類Q－サービス業

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
80 専門サービス業	808 写真業	8081 写真業(商業写真業を除く)	肖像写真、フィルム現像、複写(専ら写真現像、焼付を行う事業所は、8393に該当)	写真撮影、現像、焼付、引伸	×	○	

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
80 専門サービス	808 写真業	8082 商業写真業		商業写真、宣伝写真、出版写真	×	×	
82 洗濯・理容・美容・浴場業	821 洗濯業	8211 普通洗濯業	衣服など原形のまま洗濯する事業	クリーニング業、ランドリー	×	○	クリーニング師
		8212 洗濯物取次業		洗濯物取次所、クリーニング取次所	×	○	
		8213 リネンサプライ業	繊維製品を洗濯、使用させるために貸与	リネンサプライ、貸おむつ、貸タオル	×	×	
	822 理容業	8221 理容業		理髪店、床屋	×	○	理容師
	823 美容業	8231 美容業		美容院、髪結	×	○	美容師
	824 公衆浴場業	8241 公衆浴場業		銭湯	×	○	
	825 特殊浴場業	8251 特殊浴場業		温泉浴場、蒸しぶろ、砂湯、鉱泉浴場、ソープランド	×	×	
	829 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	8291 洗張・染物業	衣服などを分解し、洗張、湯のし、しみぬき、衣類、織物などの染色	洗張業、濁のし、しみぬき、染物屋、京染、染直し	×	×	
		8292 エステティック業		エステティックサロン	×	×	
		8299 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業		コインシャワー、寝具消毒乾燥、コインランドリー、マニキュア、ペディキュア、ネイルサロン	×	×	
83 その他の生活関連サービス業	833 衣服裁縫修理業	8331 衣服裁縫修理業	個人持ちの材料で衣服の裁断あるいは衣服の修理を行う事業	衣服裁縫、衣服修理、更正仕立直し、裏返し、和・洋服裁縫、かけはぎ	×	○	
	834 物品預り業	8341 物品預り業		自転車預り ×倉庫業(4711)、ガレージ業(6931)・駐車場業(6931)	×	○	
	835 火葬・墓地管理業	8351 火葬業		火葬場	×	×	
		8352 墓地管理業		墓地管理業	×	×	
	836 冠婚葬祭業	8361 葬儀業		葬儀屋、斎場	×	×	
		8362 結婚式場業		結婚式場	×	×	
		8363 冠婚葬祭互助会		冠婚葬祭互助会	×	×	
	839 他に分類されない生活関連サービス業	8391 食品販加工業	家庭消費用として原料個人持ちの粉及び穀物などを販加工する事業所	小麦粉販加工	×	○	
		8392 結婚相談業・結婚式場紹介業			×	×	
		8393 写真現像・焼付け業		写真現像、焼付、DPE取次業	×	×	

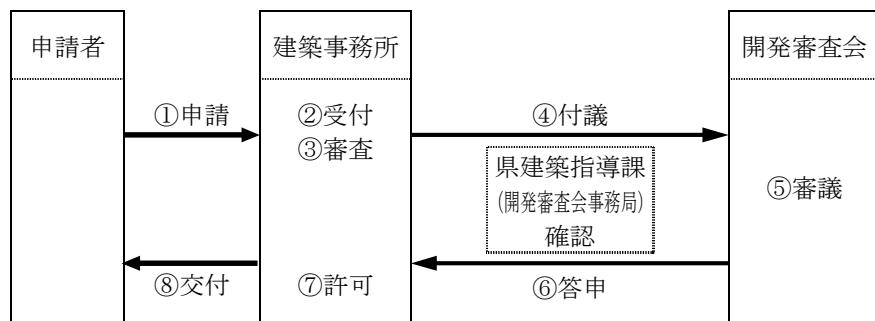
中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
83 その他の生活関連サービス業	839 他に分類されない生活関連サービス業	8399 他に分類されないその他の生活関連サービス業		古錦打直し業 易断所、観光案内業、靴磨き	×	○	
86 自動車整備業	861 自動車整備業	8611 自動車一般整備業	道路運送車両法の認証工場(主として小型自動車及び軽自動車の整備)	自動車修理、整備業	×	○	自動車整備士
		8619 その他の自動車整備業		車体修理、車体整備、再塗装、溶接、電装品整備、蓄電池修理、タイヤ修理、タイヤ整備、ブレーキ修理、部品整備、エンジン修理、自動車再生、自動車清掃、洗車	×	×	
87 機械等修理業	871 機械修理業	8711 一般機械修理業		内燃機関修理、光学機械修理、航空機整備	×	×	
			農機具の修理	農業用トラクター、耕耘機、畜産用機器、コンバイン、田植機	×	○	
		8712 建設機械、鉱山機械整備業		建設用トラクター修理	×	×	
	872 電気機械器具修理業	8721 電気機械器具修理業		ラジオ修理、テレビ修理、冷蔵庫修理	×	○	
	873 表具業	8731 表具業		表具、表装業、ふすま張り、びょうぶ張り、障子張り	×	×	
	879 その他の修理業	8791 家具修理業		家具修理、いす修理	×	×	
		8792 時計修理業		時計修理業、電気時計修理業	×	×	
		8793 履物修理業		靴修理、ゴム靴修理、ズック靴修理、げた修理	×	○	
		8794 かじ業	手工鍛造、その他のかじ業を行う事業所	かじ業、てい鉄修理、農機具修理	×	○	
		8799 他に分類されないその他の修理業		ぐら、馬具修理、ノコギリ目立、とぎや、ビアン調律、オルガン調律 イカケ、バケツ修理、自転車、自転車タイヤ	×	×	
	88 物品賃貸業	881 各種物品賃貸業	8811 総合物品賃貸業	総合リース業	×	×	
			8819 その他の各種物品賃貸業	各種物品レンタル業	×	×	
	882 産業用機械器具賃貸業	8821 産業用機械器具賃貸業			×	×	
		8822 建設機械器具賃貸業			×	×	
	883 事務用機械器具賃貸業	8831 事務用機械器具賃貸業			×	×	
88 物品賃貸業	883 事務用機械器具賃貸業	8832 電子計算機・同関連機器賃貸業			×	×	

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
	884 自動車賃貸業	8841 自動車賃貸業		レンタカー、自動車リース	×	×	
	885 スポーツ・娯楽用品賃貸業	8851 スポーツ・娯楽用品賃貸業		貸し自転車、スポーツ用品、貸しテント	×	×	
	889 その他の物品賃貸業	8891 映画・演劇用品賃貸業		映画用諸道具賃貸業、演芸用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣装業(映画・演劇用のもの)	×	×	
		8892 音楽・映像記録物賃貸業		レンタルビデオ、レコード賃貸業、CD賃貸業	×	×	
		8893 貸衣装業		貸衣装	×	×	
		8899 他に分類されない物品賃貸業		貸テレビ、貸本、貸楽器、貸美術品、貸布団、貸植木、貸花環、貸ピアノ	×	×	

【資料 1－10】

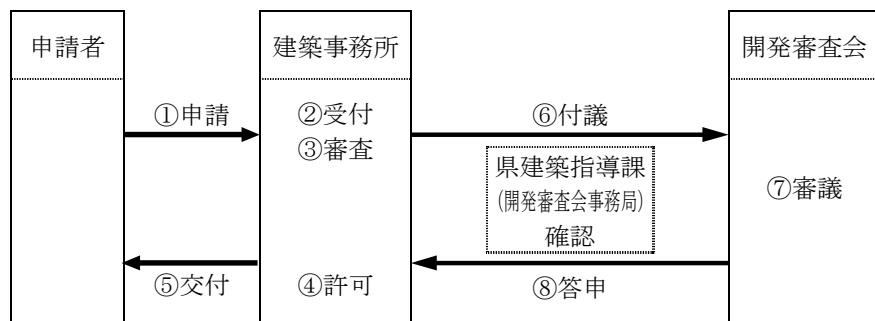
法第34条第14号の手続フロー

(1) 審査会付議の場合

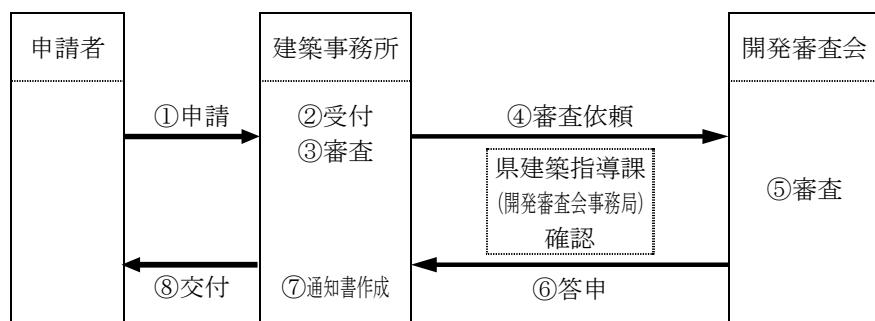


注) 事前審査を要する場合は、あらかじめ(3)の手続を行っておく必要があります。

(2) 審査会報告(審査会包括承認基準に合致)の場合



(3) 事前審査の場合



注) 事前相談、補正指示、不許可処分等は除いて記載しています。

令第36条第1項第3号ホ案件も同様となります。

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則

(平成十二年三月二十四日規則第四十四号)

改正 平成一三年五月一八日規則第七〇号
平成一八年四月一日規則第一三二号
平成二五年三月一九日規則第五号
平成二七年三月二七日規則第一一号
令和 元年 六月二八日規則第二九号
令和 三年 三月一六日規則第二七号
令和 五年 五月二六日規則第四七号

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則をここに公布する。

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 事前協議（第四条）
- 第三章 開発協議（第五条—第九条）
- 第四章 土地開発事業の施行（第十条—第十二条）
- 第五章 土地開発工事の施行（第十三条—第十六条）
- 第六章 雜則（第十七条・第十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、土地開発事業に関して行う事業者及び工事施行者と県との調整に係る手続及び基準を定めることにより、県土の総合的かつ合理的な土地利用を推進し、もって地域の秩序ある発展を図ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 土地開発工事 一団の土地の区画形質を変更する開発に係る工事をいう。
 - 二 土地開発計画 土地開発工事に係る計画をいう。
 - 三 土地開発事業 土地開発計画及び土地開発工事をいう。
 - 四 開発区域 土地開発工事を行う土地の区域をいう。
 - 五 公共施設 道路、公園、上水道、下水道、緑地、広場、河川、砂防施設、水路、貯水施設、消防施設その他の公共の用に供する施設をいう。
 - 六 公益的施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の公益性を有する施設であつて住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。
 - 七 事業者 土地開発事業を自ら施行し、又は請負契約その他の方法により他人をして土地開発事業を施行させる者をいう。
 - 八 工事施行者 土地開発工事を自ら施行し、又は請負契約その他の方法による事業者の求めに応じ土地開発工事を施行する者をいう。

九 県事務所長 岐阜県県事務所等設置条例（平成十一年岐阜県条例第三十二号）第一条第一項の県事務所の長をいう。

（適用範囲）

第三条 この規則は、開発区域の面積が一ヘクタール以上又は建設する道路の延長が一キロメートル以上の土地開発事業について適用する。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 土地利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十八条の政令で定める法人その他知事が別に定める法人が事業者であるもの
- 三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の適用を受けるもの
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可を受けて行う砂利採取事業に係るものであって、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域又は同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域において行うもの及び一時農地を転用し、砂利採取後農地に復元するもの
- 五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業
- 六 都市計画法第二十九条第一項本文又は岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の規定により同法第三章第一節に規定する事務を行う市町村の区域内において行うもの
- 七 農業、林業又は漁業の用に供する目的で行うものであって知事が別に定めるもの
- 八 非常災害に際し必要な応急措置として行うもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

第二章 事前協議

（事前協議の方法）

第四条 土地開発工事を施行しようとする事業者は、あらかじめ、当該土地開発工事に係る土地開発計画の概要について、知事（当該開発区域を所管する県事務所がある場合は、県事務所長。以下この条、第三章から第五章まで及び第十八条第二項において同じ。）に協議するものとする。

- 2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）の申出は、別記第一号様式による土地開発事業事前協議申出書を当該開発区域の所在する市町村を経由して提出することにより行うものとする。
- 3 前項の規定により土地開発事業事前協議申出書の提出を受けた市町村の長は、当該土地開発事業に関して意見があるときは、当該土地開発事業事前協議申出書を知事に送付する際に意見を付することができる。
- 4 知事は、事前協議の申出があったときは、当該事前協議に係る土地開発計画の概要について、次に掲げる基準により審査しなければならない。
 - 一 土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合するものであること。
 - 二 公共施設及び公益的施設に関する国、地方公共団体等の整備計画に照らして明らかに不適当なものでないこと。
 - 三 開発区域を含む周辺区域の自然環境の保全上明らかに不適当なものでないこと。
- 5 知事は、前項の規定による審査の結果、当該土地開発計画の概要が適当であると認めるときは次条第一項の規定による協議（以下「開発協議」という。）をするよう（第九条各号に掲げる土地開発事業に係るものにあっては承認する旨を）事業者に通知し、当該土地開発計画の概要が不適当であると認めるときは当該土地開発計画を変更し、又は当該土地開発工事を中止するよう事業者に指導するものとする。
- 6 前項の規定による通知は、土地開発事業事前協議申出書を経由した市町村を経由して行うものとする。

第三章 開発協議

（開発協議の方法）

第五条 事業者は、事前協議を行った土地開発事業に係る土地開発工事を施行しようとするときは、当該土地開発工事の施行のために必要な法令又は条例の規定による許可、認可、確認等の申請及び自然環境

保全協定（岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年岐阜県条例第十七号）第三十六条に規定する自然環境保全協定をいう。以下同じ。）の申出と同時に、当該土地開発工事に係る土地開発計画の設計内容その他の具体的な内容について知事と協議するものとする。

- 2 開発協議の申出は、別記第二号様式による土地開発事業開発協議申出書を前条第二項の市町村を経由して提出することにより行うものとする。
- 3 知事は、開発協議の申出があったときは、当該開発協議に係る土地開発計画の具体的な内容について、計画調整基準（別表第一）及び設計調整基準（別表第二）により審査しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による審査の結果、当該土地開発計画の具体的な内容が適当であると認めるときは承認する旨を事業者に通知し、当該土地開発計画の具体的な内容が不適当であると認めるときは当該土地開発計画を変更し、又は当該土地開発工事を中止するよう事業者に指導するものとする。
- 5 前条第三項の規定は土地開発事業開発協議申出書について、同条第六項の規定は前項の規定による通知について準用する。

（開発協議の変更）

第六条 前条の規定は、同条第四項の規定による通知がなされた後に土地開発計画の変更をした場合について準用する。この場合において、当該変更が軽微であると認められるときは、届出をもって当該変更に係る開発協議に代えることができる。

（承認の取消し等）

第七条 知事は、事業者が正当な理由がないのに第五条第四項の規定による開発協議の承認の通知のあった日から二年以内に当該承認に係る土地開発工事に着手しないときは、当該承認を取り消すことができる。

（土地開発事業に係る会員等の募集）

第八条 ゴルフ場、テニス場その他の施設であって会員（当該施設を利用するための権利（一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用することのできる権利を含む。）を有する者をいう。以下同じ。）の利用に供するためのものを設置する土地開発事業に係る事業者は、第五条第四項の規定による通知を受けた後において当該会員の募集（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第二条第四項に規定する募集を除く。）をするものとする。

（開発協議の適用除外）

第九条 この章の規定は、次に掲げる土地開発事業には適用しない。

- 一 都市計画法第二十九条第一項本文及び同条第二項本文に規定する開発行為（開発行為をする面積が四十ヘクタール以上のものを除く。）
- 二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項に規定する宅地造成等に関する事業（宅地造成等をする面積が四十ヘクタール以上のものを除く。）及び同法第三十条第一項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する事業（特定盛土等又は土石の堆積をする面積が四十ヘクタール以上のものを除く。）
- 三 砂利採取法第十六条の認可を受けて行う砂利採取事業であって第三条第四号に掲げるもの以外のもの
- 四 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可を受けて行う岩石の採取
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は同法第三十四条第二項の許可を受けて行う行為（同法第五条第一項に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域内にその開発区域の全てが含まれているものに限り、開発区域の面積が四十ヘクタール以上のものを除く。）
- 六 その開発区域の全てが国有林野に含まれるもの

第四章 土地開発事業の施行

（開発協定）

第十条 事業者は、当該土地開発区域が所在する市町村の長から当該土地開発事業の施行に関し当該市町村の土地利用計画との調整等に関する協定（以下「開発協定」という。）の締結を求められたときは、

これに応じるよう努めるものとする。

(勧告)

第十一條 知事は、土地開発事業の実施状況の把握に努め、必要があると認めるときは、当該土地開発事業の事業者又は工事施行者に対し、当該土地開発事業の中止、当該開発区域の原状回復その他の措置を講ずるよう助言又は勧告をするものとする。

2 知事は、事業者が、第四条第二項若しくは第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の規定による申出をせず、又はこの規則に基づく指導若しくは要請に応じないで土地開発工事を施行したときは、当該事業者に対し、当該申出をし、又は当該指導若しくは要請に応じるよう勧告するものとする。

3 知事は、前二項の規定による助言又は勧告をするために必要があると認めるときは、事業者又は工事施行者に対し、報告若しくは資料の提供を求め、又は関係職員をして行う土地開発工事の施工状況の調査に応ずるよう要請するものとする。

(公表)

第十二條 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号）第十三条第一項第二号に規定する弁明の機会の付与の例により、当該事業者に対し、意見陳述のための手続をとらなければならない。

第五章 土地開発工事の施工

(施行の時期)

第十三条 工事施行者は、当該土地開発事業に関し次に掲げる要件を備えた後において、当該土地開発工事を施工するものとする。

- 一 第五条第一項に規定する許可、認可、確認等を受けたこと。
- 二 第五条第四項の規定による通知があったこと（第九条各号に掲げる土地開発事業を除く。）。
- 三 自然環境保全協定の締結をしたこと。

(防災措置等)

第十四条 事業者及び工事施行者は、防災措置（仮施設を含む。）を本工事に先立ち実施するとともに、当該土地開発工事の施工に際し次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 土砂崩れ、土砂流出、出水その他の災害の発生を防止するための措置
- 二 騒音、水質汚濁その他の公害の発生を防止するための措置
- 三 開発区域及びその周辺における河川、水路及び排水路その他の排水施設の排水又は利水に支障を及ぼさないための措置
- 四 開発区域及びその周辺における円滑な交通を妨げないための措置

2 事業者及び工事施行者は、土地開発工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該土地開発工事の廃止又は中止に伴う災害の防止、自然の回復その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(工事施行者の変更の届出等)

第十五条 事業者は、工事施行者を変更し、又は当該土地開発工事に関しその期間を変更し、二週間以上中止し、中止後再開し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村を経由して知事に届け出るものとする。

(工事の着手及び完了の届出)

第十六条 事業者は、土地開発工事に着手したとき又は土地開発工事の全部（土地開発工事を複数の工区に区分して施行する場合にあっては、それぞれの工区）について工事が完了したときは、速やかに、その旨を市町村を経由して知事に届け出るものとする。

第六章 雜則

(知事の総合調整等)

第十七条 知事は、必要があると認めるときは、事業者又は工事施行者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、関係職員をして行わせる調査に応ずることを要請し、又は第一条に規定するこの規則の目的を達成する見地から必要な勧告若しくは助言をする措置を講ずるものとする。

(土地対策連絡会議等)

第十八条 知事は、前条の措置を講ずるとき又はその他土地開発事業に関する事項について必要があると認めるときは、別に定める岐阜県土地対策連絡会議の意見を聞くものとする。

2 知事は、この規則の規定によりその権限に属された事項その他土地開発事業に関する事項について必要があると認めるときは、別に定める地域土地対策連絡会議の意見を聞くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に土地開発事業の適正化に関する指導要綱（昭和四十八年八月十五日公示。以下「指導要綱」という。）第三章第一の規定による開発協議を承認する旨の通知がなされている土地開発事業（その土地開発工事の全部について工事が完了しているものを除く。）については、第三条ただし書の規定にかかわらず、この規則を適用する。

3 この規則の施行の際現に指導要綱の規定に基づいてなされている次の各号に掲げる手続については、それぞれ当該各号に掲げるこの規則の規定による手続がなされているものとみなす。この場合におけるこの規則の規定の適用については、第四条第四項中「次に掲げる基準」とあるのは「土地開発事業の適正化に関する指導要綱の廃止（平成十二年三月二十四日公示）による廃止前の土地開発事業の適正化に関する指導要綱（昭和四十八年八月十五日公示。以下「指導要綱」という。）第二章第二に規定する指導基準」と、第五条第三項中「別表第一の計画調整基準及び別表第二の設計調整基準」とあるのは「指導要綱別表第一に掲げる指導基準（計画）及び指導要綱別表第二に掲げる指導基準（設計）」とする。

- 一 指導要綱第二章第一の規定による事前協議の申出 第四条第二項の規定による事前協議の申出
- 二 指導要綱第二章第一の規定による開発協議を求める旨の通知 第四条第五項の規定による開発協議を求める旨の通知
- 三 指導要綱第三章第一の規定による開発協議又は開発協議の変更に係る協議の申出 第五条第一項の規定による開発協議又は第六条において準用する第五条の規定による開発協議の変更に係る申出
- 四 指導要綱第三章第一の規定による開発協議を承認する旨の通知 第六条第四項の規定による開発協議を承認する旨の通知
- 五 指導要綱第三章第一の規定による開発協議の変更に係る協議を承認する旨の通知 第六条において準用する第五条第四項の規定による開発協議の変更に係る協議を承認する旨の通知

附 則（平成十三年五月十八日規則第七十号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の規定に基づいてなされている開発協議については、この規則による改正後の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十八年四月一日規則第百三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月十九日規則第五号）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の規定に基づいてなされている開発協議については、この規則による改正後の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月二十七日規則第十一号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第二十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年三月十六日規則第二十七号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月二十六日規則第四十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項に規定する宅地造成に関する事業に対する改正前の第九条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第五条関係）

計画調整基準

一	公共施設及び公益的施設に対する適合性について技術的検討がなされ、及び適当な措置が講じられていること。
二	開発区域を含む周辺の地域における自然環境の保全、公害及び災害の防止並びに文化財の保護に対する具体的対策が講じられていること。
三	農林漁業、地域産業その他の地域社会との調和が保たれ、及び地域住民の福祉向上に対する貢献度が高いこと。
四	自家用給水計画について、適正かつ確実な計画を有すること。
五	土地開発事業の施行に伴い必要となる公共施設又は公益的施設の整備について、地方公共団体の財政に影響を及ぼさないよう、事業者の経費負担に関し適切な配慮がなされていること。
六	事業者の資力、信用及び能力並びに開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況からみて実現可能性の高いものであること。
七	事前協議が整った土地開発事業にあっては、当該事前協議に付された指示事項に対する措置が適正に行われていること。

別表第二（第五条関係）

設計調整基準

区分	内容
一 防災に関する基準	<ol style="list-style-type: none">1 流域は、原則として変更しないこと。2 土地の区画形質の変更の内容は、現在の地形を踏まえ、必要最小限の土工量であること。3 切土及び盛土に生ずる法面は、可能な限りこう配を緩くし、並びに植栽、芝張り、芝種子吹付けその他の当該土地の地形及び地質に適した工法により安定させ

	<p>ものであること（法面を擁壁で覆う場合を除く。）。</p> <p>4 相当量の土砂が流出するおそれがある場合は、下流地域における災害を防止するための防災施設を設けること。</p> <p>5 溪流は、埋没させないこと（やむを得ない理由があり、かつ、防災上支障がないと認められる場合を除く。次号において同じ。）。</p> <p>6 溪流は、他の工作物と交差させる場合にあっては、暗きよとしないこと。</p>
二 排水に関する基準	<p>1 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の汚水及び雨水を有効かつ適切に排水できるように、下水道、排水路、その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続していること。この場合において、放流先の河川、水路に流出増等の影響を与えないように、雨水を一時貯留するための調整池その他の適当な施設を開発区域内に設けること。</p> <p>2 既存の農業用ため池その他のため池に流入する雨水を増加させ、又は減少させることとなる場合は、当該ため池の安全及び必要水量の確保のために必要な措置を講ずること。</p>
三 自然保全に関する基準	<p>1 森林の伐採は最小限にとどめられており、かつ、土地開発事業の種別に応じ相当面積の樹林地が確保されていること。</p> <p>2 現存する樹林地が少ない等前号の樹林地が確保し難い場合にあっては、その場所に適性を有する樹種を植栽する等積極的に樹林を育成すること。</p> <p>3 貴重な植物の生育地又は貴重な動物の生息地があるときは、適切な保護措置をとること。</p> <p>4 建物その他の構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周辺の自然環境に調和したものであること。</p>
四 道路に関する基準	<p>1 道路は、開発区域外の既存の道路の機能を阻害しないものであること。</p> <p>2 開発区域内に地域住民の通行の用に供している道路又は通路がある場合は、従来の慣行による地域住民の通行を確保するための措置を講ずること。</p> <p>3 国又は地方公共団体が管理者となる道路については、幅員構成、構造等について当該管理者（予定管理者を含む。）と協議がなされていること。</p> <p>4 幹線となる接続道路は、安全かつ円滑な交通量を確保するに足りる幅員及び構造を有する公道へ接続すること。</p> <p>5 道路は、原則として舗装すること。</p> <p>6 前各号に掲げる事項のほか、道路は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）、岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第五十三号）及び当該道路の存する市町村が定める市町村道の構造の基準に関する条例に準じた構造とすること。</p>
五 用水に関する基準	<p>1 開発区域内における生活用水の水源は、水質が衛生上適当なものであり、かつ、当該開発区域内において消費する水量に対し十分な供給量を有するものであること。</p> <p>2 水源は、開発区域外の水道用水、農業用水等の利水に支障を及ぼさないものであり、かつ、水利権が明確に確保されているものであること。</p> <p>3 開発区域及びその周辺に消防水利として利用できる河川、水路、池沼等がない場合又は不足している場合は、消火栓、消防用ため池その他の消防水利施設を適切に配置すること。</p>
六 汚水及び廃棄物処理に関する基準	<p>1 し尿その他の汚水の処理は、地下浸透式以外の方法によること。</p> <p>2 下流域住民の生活環境及び利水に支障を及ぼさないよう、原則として、高度処理ができる汚水処理施設を設置すること。</p>

	<p>3 開発区域から排出される廃棄物は、事業者の責任において関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>4 廃棄物処理施設を設置する場合は、周囲の生活環境の保全上支障を生ずるおそれのない構造及び能力を有するものであること。</p>
七 文化財に関する基準	<p>1 現に確認されている文化財は、原則として原状のまま保存することとし、保存のための適切な措置を講ずること。</p>
八 工事当初の措置に関する基準	<p>1 開発区域内における立木の伐採又は土地の区画形質の変更によって生ずる工事期間中における下流地域の災害及び著しい濁水の流出を防止するための防災施設（仮施設を含む。）並びに飲用水、かんがい用水等を確保するための施設（仮施設を含む。）は、工事施行の当初に行うこと。</p>

別記第1号様式（第4条関係） 略

別記第2号様式（第5条関係） 略

岐阜県都市計画法施行条例

(平成十五年三月十九日条例第二十七号)

改正 平成一六年一〇月七日条例第三四号
平成一九年一〇月一七日条例第四八号
平成二二年七月一日条例第三九号

岐阜県都市計画法施行条例をここに公布する。

岐阜県都市計画法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識の掲示)

第二条 法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十七条第一号、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による許可又は承認を受けた者は、当該工事の期間中、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第三条 法第四十四条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(政令第十九条第一項ただし書の条例で定める規模)

第四条 政令第十九条第一項ただし書の規定により条例で定める規模は、岐阜都市計画区域の変更に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第六十二号）により告示された岐阜都市計画区域に含まれる本巣市の区域においては、千平方メートルとする。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月七日条例第三十四号）

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成十九年十月十七日条例第四十八号）

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二十二年七月一日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成二十二年八月規則第八十一号で、同二十二年八月二十七日から施行）

岐阜県都市計画法施行細則

(昭和四十六年三月三十一日規則第二十六号)

改正 昭和四九年六月一八日規則第七三号
昭和五〇年四月一日規則第五九号
昭和五一年四月一日規則第四一号
昭和五一年七月一日規則第七一号
昭和五二年三月二九日規則第三七号
昭和五九年一月二四日規則第一号
昭和六〇年三月二九日規則第一一号
昭和六二年三月二四日規則第一七号
昭和六三年四月一日規則第二二号
平成元年三月二四日規則第一一号
平成元年一一月二四日規則第七七号
平成三年三月二九日規則第一七号
平成五年六月二五日規則第四九号
平成八年一〇月一日規則第六七号
平成一一年四月一日規則第七七号
平成一一年四月三〇日規則第八八号
平成一二年三月二四日規則第一〇〇号
平成一三年五月一八日規則第七六号
平成一五年四月一日規則第七九号
平成一七年三月七日規則第一四号
平成一九年一一月三〇日規則第九五号
平成三〇年 三月一六日規則第一〇号
令和 三年 三月二三日規則第七六号
令和 四年 三月二九日規則第二八号
令和 七年一二月二三日規則第一〇八号

岐阜県都市計画法施行細則をここに公布する。

岐阜県都市計画法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。）及び都市計画法施行条例（平成十五年岐阜県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添附図書)

第二条 法第二十九条第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者は、法第三十条第一項の規定により申請書に同条第二項に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市町村その他資力、信用等について調査する必要がないと認められる者である場合には第二号及び第三号の書類を省略することができる。

- 当該開発区域内の土地の登記事項証明書及び字絵図の写し

- 二 申請者の資力及び信用に関する申告書（別記第一号様式）
 - 三 工事施行者の能力に関する申告書（別記第二号様式）
 - 四 その他知事が必要と認める図書
- 2 省令第十六条第二項及び第三項に規定する設計説明書は、別記第三号様式とし、実測に基づく公共施設の新旧対照図を添えなければならない。
- 3 省令第十七条第一項第三号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類は、別記第四号様式とする。
- 4 省令第十七条第一項第四号に規定する設計者の資格を証する書類は、別記第五号様式とする。

（開発行為の協議等）

第二条の二 法第三十四条の二第一項の規定による協議を行おうとする国の機関又は都道府県等は、開発行為協議申請書（別記第六号様式）に法第三十条第二項に規定する図書のほか、前条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる図書を添えなければならない。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の協議について準用する。
- 3 知事は、第一項の協議の結果について、文書をもつて当該国の機関又は都道府県等に通知するものとする。

（開発行為の変更許可の申請等）

第三条 法第三十五条の二第一項の規定による許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（別記第七号様式）に省令第二十八条の三に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 第二条第一項第一号から第三号までに規定する図書のうち、当該変更に係るもの
 - 二 その他知事が必要と認める図書
- 2 法第三十五条の二第四項において準用する法第三十四条の二第一項の規定による協議を行おうとする国の機関又は都道府県等は、開発行為変更協議申請書（別記第八号様式）に省令第二十八条の三に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。
- 一 第二条第一項第一号及び第三号に規定する図書のうち、当該変更に係るもの
 - 二 その他知事が必要と認める図書
- 3 知事は、前項の協議の結果について、文書をもつて当該国の機関又は都道府県等に通知するものとする。

（開発行為の変更の届出）

第三条の二 開発許可を受けた者は、省令第二十八条の四に規定する軽微な変更をしたときは、開発行為変更届出書（別記第九号様式）に次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 省令第十六条第四項に規定する土地利用計画図（変更に伴いその内容が変更される場合に限る。）
- 二 その他知事が必要と認める図書

（既存の権利者の届出）

第四条 法第三十四条第十三号の規定による既存の権利者の届出は、別記第十号様式とする。

（工事完了公告の方法）

第五条 省令第三十一条の規定により知事が定める工事の完了の公告の方法は、県が開設するインターネットのホームページに掲載して行うものとする。

（建築制限の解除承認申請）

第六条 法第三十七条第一号の規定により建築制限の解除の承認を受けようとする者は、承認申請書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 附近的見取図
- 二 当該土地の地形、道路、排水施設等の現況を示した図面（三千分の一以上）
- 三 当該建築物の用途を明記した平面図
- 四 その他知事が必要と認める図書

（開発行為の廃止の届出書の添附図書）

第七条 法第三十八条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出は、省令第三十二条の規定による工事の廃止の届出書に次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 廃止の理由書
 - 二 廃止の時の当該土地の地形等を明示した現況図（平面図、横断図、縦断図及び現況写真）
 - 三 工事関係施設等の構造図
 - 四 廃止に伴う防災工事等の設計説明書及び設計書
- 2 知事は、前項の届出書の提出があつたときは、当該開発行為の廃止に関し、当該土地が所在する市町村の長の意見を聴くものとする。
(建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の特例許可申請)
- 第八条 法第四十一条第二項ただし書の規定による許可申請は、許可申請書（別記第十二号様式）に第六条各号に掲げる図書を添えなければならない。
(開発許可を受けた土地における建築等の許可申請等)
- 第九条 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可申請は、許可申請書（別記第十三号様式）に第六条各号に掲げる図書を添えなければならない。
- 2 法第四十二条第二項の規定による協議を行おうとする国又は都道府県等の機関は、協議申請書（別記第十四号様式）に第六条各号に掲げる図書を添えなければならない。
(建築物及び工作物の新築等の許可申請書等の添附図書)
- 第十条 法第四十三条第一項の規定による許可申請は、省令第三十四条第一項に規定する申請書に同条第二項に規定する図書のほか次の各号に掲げる図書を添えなければならない。
- 一 建築物及び工作物の平面図
 - 二 擁壁及び排水施設の構造図（新築及び改築並びに新設の場合に限る。）
 - 三 その他知事が必要と認める図書
- 2 法第四十三条第三項の規定による協議を行おうとする国の機関又は都道府県等は、協議申請書（別記第十五号様式）に省令第三十四条第二項に規定する図書のほか、前項各号に掲げる図書を添えなければならない。
(標識)
- 第十条の二 条例第二条の標識は、別記第十六号様式とする。
(許可に基づく地位の承継の届出)
- 第十二条 条例第三条の規定による届出は、届出書（別記第十七号様式）にその届出に係る許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添えて行うものとする。
(権利譲渡の承認申請)
- 第十三条 法第四十六条に規定する開発登録簿（以下「登録簿」という。）の調書は、別記第十九号様式とする。
- 2 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、申請書（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。
(登録簿の閲覧)
- 第十四条 登録簿の閲覧所は、当該開発行為に係る土地の所在地を所管する建築事務所とする。
- 2 登録簿の閲覧時間は、岐阜県庁の執務時間に関する規則（平成元年岐阜県規則第三十八号）第一項に規定する岐阜県庁の執務時間とする。
- 3 登録簿の閲覧をしようとする者は、閲覧にあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 登録簿を損傷しないように注意すること。
 - 二 登録簿の複写、撮影等をしないこと。
 - 三 係員の指示に従い、指定の場所で静謐にすること。

第十五条 削除

(身分証明書)

第十六条 法第八十二条第二項の規定による証明書は、別記第二十一号様式とする。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付申請)

第十六条の二 省令第六十条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、適合証明書交付申請書

(別記第二十二号様式)に次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

一 事業計画書

二 当該土地の登記事項証明書及び地形、道路等を明示した現況図

三 その他知事が必要と認める図書

(書類の提出部数)

第十七条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類（第十三条第二項に規定する申請書を除く。）の部数は、正本一部及び副本一部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月十八日規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年四月一日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年四月一日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年七月一日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月二十九日規則第三十七号）

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年一月二十四日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十九日規則第十一号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十四日規則第十七号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月一日規則第二十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二十四日規則第十一号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年十一月二十四日規則第七十七号）

1 この規則は、平成元年十二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成三年三月二十九日規則第十七号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成五年六月二十五日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年十月一日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日規則第七十七号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の岐阜県都市計画法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県都市計画法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十一年四月三十日規則第八十八号）

1 この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の岐阜県都市計画法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県都市計画法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第百号）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県都市計画法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県都市計画法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十三年五月十八日規則第七十六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（岐阜県都市計画法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県都市計画法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県都市計画法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十五年四月一日規則第七十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十一月三十日規則第九十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月十六日規則第十号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日規則第二十八号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和七年十二月二十三日規則第百八号）

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

岐阜県宅地開発基準条例

(昭和48年3月30日条例第17号)

改正 昭和49年3月29日条例第19号
同50年3月25日 同第15号
同53年7月10日 同第21号
同55年3月27日 同第5号
平成4年3月30日 同第6号
同7年10月9日 同第36号
同12年3月24日 同第3号
廃止 同13年3月23日 同第13号

岐阜県宅地開発基準条例をここに公布する。

岐阜県宅地開発基準条例

(目的)

第1条 この条例は、宅地開発事業の施行に関し必要な基準を定めて、その適正な施行を確保し、もつて開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地開発事業主として建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築の用に供する目的で、一団の土地について行なう土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- 二 開発区域宅地開発事業を行なう土地の区域をいう。
- 三 事業主宅地開発事業に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずから工事を施行する者をいう。
- 四 工事施行者工事の請負人又は請負契約によらないでみずから工事を施行する者をいう。

(適用事業)

第3条 この条例は、次に掲げる宅地開発事業を除き、開発区域の面積が1ヘクタール（知事が市町村の区域により必要があると認めるときにおいては、0.1ヘクタール以上の規模で別に定める面積）以上の宅地開発事業について適用する。

- 一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域内における宅地開発事業
- 二 国及び県が行う宅地開発事業
- 三 非常災害のため必要な応急措置として行う宅地開発事業
- 四 前各号に定めるもののほか、規則で定める宅地開発事業

(事業主の責務)

第4条 事業主は、宅地開発事業の計画の策定にあたっては、県及び市町村が定める土地利用に関する計画その他の施策と調和させるよう努めなければならない。

(設計の基準)

第5条 工事の設計は、別表に掲げる工事の設計基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければ

ばならない。

(設計の確認)

第6条 事業主は、工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の設計が前条に規定する基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

2 市町村（その一部事務組合を含む。）、土地開発公社及び住宅供給公社が施行する工事については、前項の規定にかかわらず、知事との協議が成立することをもつて同項の確認があつたものとみなす。

3 知事は、第1項の確認にあたつては、開発区域の所在する市町村の意見を聞くものとする。

(公共施設の管理者等との協議)

第7条 前条第1項の規定による確認を受けようとする事業主は、あらかじめ、次に掲げる者と協議しなければならない。

一 工事に關係がある公共施設（道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、砂防施設、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。次号において同じ。）の管理者

二 工事により設置される公共施設を管理することとなる者

三 主として住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業で規則で定める規模以上のものにあつては、当該宅地開発事業の施行に伴い必要となる義務教育施設の設置義務者

四 その他規則で定める者

(確認の申請)

第8条 第6条第1項の規定による確認を受けようとする事業主は、申請書に事業計画書、前条の規定による協議の結果を示す書類その他規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 開発区域の位置、区域及び面積

二 工事の施工期間

三 工事の設計

四 工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 その他規則で定める事項

(確認の通知等)

第9条 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合において、事業計画書に記載された工事の設計が第5条に規定する基準に適合することを確認したときは、その旨を文書をもつて当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、申請に係る設計が第5条に規定する基準に適合しないと認めたとき、又は事業計画書及び添附書類の記載によつては同条に規定する基準に適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して申請者にその旨を通知しなければならない。

3 事業主は、第1項に規定する確認があつたときは、工事に着手した日から第13条第2項に規定する検査済証の交付を受ける日までの間、開発区域内の見やすい場所に事業主の住所、氏名又は名称、当該設計が第5条に規定する基準に適合すると確認があつた旨その他規則で定める事項を表示しておかなければならぬ。

(設計等の変更)

第10条 事業主は、第6条第1項の規定により確認を受けた工事の設計を変更しようとするときは、当該変更に係る部分の設計について、知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 事業主は、工事施行者を変更した場合は、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第6条第2項及び第3項並びに第7条から前条までの規定は、第1項の規定による確認について準用する。

(防災等の措置)

第11条 事業主及び工事施行者は、工事の施工期間中、工事の施工により開発区域とその周辺の地域にお

ける円滑な交通を妨げ、排水路その他の排水施設、水路及び河川の排水若しくは利水に支障を及ぼし、又は土砂くずれ、出水等の被害を及ぼすことのないように適切な措置を講じなければならない。

2 事業主及び工事施行者は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、工事の廃止又は中止後において既に行なわれた工事によって生ずると予想される災害を防止し、かつ、工事によって開発区域の周辺の土地の利用に支障を及ぼさないように適切な措置を講じなければならない。

(工事の廃止等の届出)

第12条 事業主は、確認を受けた工事を廃止し、又は2月以上工事を中止しようとするときは、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(工事の完了の届出等)

第13条 事業主は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは工区）の全部について工事を完了したときは、すみやかに、知事にその旨を届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合は、すみやかに、当該届出に係る工事について検査を行ない、当該工事がその設計に適合していると認めたときは、検査済証を事業主に交付しなければならない。

(報告の徴収及び勧告)

第14条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業主又は工事施行者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、宅地開発事業の施行に関し、事業主又は工事施行者に対して、必要な勧告をすることができる。

(監督処分)

第15条 知事は、宅地開発事業がこの条例の規定に違反して行われたときは、事業主、工事施行者（請負工事の下請人を含む。次条第1項において同じ。）又は現場管理者に対して、工事の施行の停止を命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(立入検査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に開発区域内の土地又は事業主若しくは工事施行者の事務所に立ち入り、工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(手数料)

第17条 第6条第1項又は第10条第1項の規定による確認を受けようとする者は、岐阜県手数料徴収条例（平成12年岐阜県条例第3号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。ただし、その者が、当該宅地開発事業に関し、同条例別表第一52の項に規定する優良宅地造成認定申請手数料を納める場合にあつては、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第15条の規定による知事の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第20条 第6条第1項又は第10条第1項の規定による確認を受けないで工事に着手した者は、10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示をしなかつた者
- 二 第10条第2項、第12条又は第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 四 第16条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に

関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日（昭和48年7月1日）から施行する。（昭和48年7月規則第76号）
- 2 この条例の規定は、この条例施行の際、現に工事が施行されている宅地開発事業については、適用しない。ただし、第11条、第14条から第16条まで、第19条、第21条、第22条、附則第3項及び附則第4項の規定については、この限りでない。
- 3 この条例施行の際、現に工事を施行している事業主は、この条例の施行の日から起算して30日以内に、当該宅地開発事業について次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添附して知事に提出しなければならない。
 - 一 事業主及び工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 開発区域の位置、区域及び面積
 - 三 工事の施工期間
 - 四 工事の設計の概要
 - 五 その他規則で定める事項
- 4 前項の規定に違反した者は、1万円以下の罰金に処する。

附 則（昭和49年3月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における宅地開発事業につき、改正前の岐阜県宅地開発基準条例第6条の規定に基づき、既に設計の確認を受け、工事に着手した事業主で同条例第13条第2項の検査済証の交付を受けていないものについては、改正後の岐阜県宅地開発基準条例第3条の規定にかかわらず、同条例第9条第3項及び第10条から第22条までの規定を適用するものとする。

附 則（昭和53年7月10日条例第21号）

この条例は、昭和53年7月15日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第6号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年10月9日条例第36号抄）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

【資料2－5】

岐阜県宅地開発基準条例を廃止する条例

岐阜県宅地開発基準条例（昭和48年岐阜県条例第17号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成13年5月規則第75号で、同13年5月18日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の岐阜県宅地開発基準条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定による確認を受け、工事が施行されている宅地開発事業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する旧条例第14条から第16条まで及び第19条から第22条までの規定の適用については、なお従前の例による。

（岐阜県手数料徴収条例の一部改正）

4 略

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

5 略